

第二十四回国会 建設委員会 議 録 第六号

昭和三十一年二月十四日(火曜日)

午前十時十七分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事大島 秀一君 理事萩野 豊平君

理事瀬戸山三男君 理事前田榮之助君

理事三鍋 義一君

逢澤 實君

大高 康君

志賀健次郎君

二階堂 進君

今村 等君

橋 兼次郎君

山下 榮二君

出席國務大臣

法務大臣 牧野 良三君

建設大臣 馬場 元治君

出席府委員

(法務事務官) 濱本 一夫君

(建設事務官) 堀川 恭平君

(建設事務官) 柴田 達夫君

(大臣官房長) 町田 稔君

(建設事務官) 米田 正文君

(建設事務官) 富樫 凱一君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

(建設事務官) 鎌田 隆男君

同月十四日

委員荒船清十郎君及び久保田鶴松君
辭任につき、その補欠として久野忠
治君及び橋兼次郎君が議長の指名で
委員に選任された。

二月十一日

東北興業株式会社法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第三四号)

同月十日

国道十七号線大宮、鴻巣間の道路改
修工事施行に関する諸願(松永東君
紹介)(第四七四号)

同(松永健司君紹介)(第四七五号)

金ヶ作地区に住宅建設反対に関する
諸願(片島港君紹介)(第四七六号)

阿閉村の海面埋立工事反対に関する
諸願(福田昌子君紹介)(第四七七
号)

地盤変動対策事業促進に関する諸願
(五島虎雄君紹介)(第五四七号)

建設業法施行令の一部改正に関する
諸願(三宅正一君紹介)(第五七三
号)

上桂川の治水対策確立に関する諸願
(岡本隆一君紹介)(第五七四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

道路整備特別措置法案(内閣提出第
二三号)

日本道路公団法案(内閣提出第二四
号)

東北興業株式会社法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第三四号)

建設行政に関する件

○徳安委員長 これより会議を開きま
す。

道路整備特別措置法案、日本道路公
団法案の両案は関連がありますので、
一括して議題として提案理由の説明を
聴取いたします。ただいま建設大臣が
閣議中でございますので、将来前例と
しないという御了承を得まして、本日
は堀川政務次官から説明を聴取するこ
とにいたしましたと思います。御了承を
お願いいたします。堀川政務次官。

道路整備特別措置法案

道路整備特別措置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、その通行又は
利用について料金を徴収すること
ができる道路の新設、改築、維持、
修繕その他の管理を行う場合の特
別の措置を定め、もつて道路の整
備を促進し、交通の利便を増進す
ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」と
は、道路法(昭和二十七年法律第
百八十号。以下「法」という。)に
よる道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」と
は、法第十八条第一項に規定す
る道路管理者をいう。

3 この法律において「料金」とは、
日本道路公団(以下「公団」とい
う。)又は道路管理者が道路の通行
又は利用について徴収する料金を
いう。

(公団の行う有料の道路の新設又は
改築)

第三条 公団は、一級国道、二級国
道、都道府県道又は法第七条第三
項に規定する指定市(以下単に「指
定市」という。)の市道が次の各号
に規定する条件に該当し、かつ、
当該道路が都道府県道又は指定市
の市道である場合においては、当
該道路の新設又は改築が国の利害
に特に関係があると認められるも
のであるときに限り、法第十二
条、第十三条第一項若しくは第二
項、第十五条、第十六条第一項若
しくは第二項本文、第十七条第一
項若しくは第二項若しくは第十八
条第二項の規定又は法第十六条
第二項ただし書若しくは第十九条
第一項の規定に基づき成立した協議
(法第十六条第四項又は第十九条
第四項の規定により成立したもの
とみなされる協議を含む)にかか
らず、建設大臣の許可を受け
て、当該道路の新設し、又は改築
して、料金を徴収することができる。

一 当該道路の通行者又は利用者
がその通行又は利用により著し
く利益を受けるものであること
と。

二 通常他に道路の通行又は利用
の方法があつて、当該道路の通
行又は利用が余儀なくされるも
のでないこと。

公団は、前項の許可を受けよう
とするときは、設計図その他建設
省令で定める書面を添附して、次
に掲げる事項を記載した申請書を

建設大臣に提出しなければならない

い。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法

三 工事予算

四 工事の着手及び完成の予定年
月日

五 取支予算の明細

六 料金

七 料金の徴収期間

3 建設大臣は、前項の規定による
申請書を受理した場合において、
申請に係る道路の新設又は改築が
第一項に規定する要件に該当し、
かつ、申請書に記載された事項が
適正であると認められるときに限
り、第一項の許可をすることがで
きる。

4 公団は、第一項の許可を受けた
後、第二項第一号から第三号ま
で、第六号又は第七号に掲げる事
項を変更しようとするときは、建
設大臣の許可を受けなければなら
ない。

5 公団は、第一項の許可を受けた
後、第二項第四号又は第五号に掲
げる事項のみを変更しようとする
ときは、建設大臣に届け出ること
をもつて足りる。

6 建設大臣は、第一項若しくは第
四項の許可をしたとき、又は前項
の規定による届出があつたとき
は、その旨を当該道路の道路管理
者に通知しなければならない。

二月十三日

委員橋兼次郎君辭任につき、その補
欠として久保田鶴松君が議長の名
で委員に選任された。

第一類第十二号

建設委員會議録第六号

昭和三十一年二月十四日

一

(公団の行う有料の道路の維持、修繕等)

第四条 公団は、前条第一項の許可(前条第四項の許可を含む。以下同じ)を受けて新設し、又は改築した道路については、法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議(法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとなされる協議を含む)又は道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び法第十四条第一項に規定する災害復旧(以下単に「災害復旧」という。)を行うものとする。

(公団の行う有料の道路の維持、修繕等の特例)

第五条 公団は、第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行うことが著しく困難又は不適当であると認められるときに限り、建設大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復

旧を行つて、料金を徴収することができる。

2 公団は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 路線名並びに維持及び修繕を行う区間

二 維持及び修繕に関する工事の方法

三 維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積

四 料金

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることが出来る。

4 公団は、第一項の許可を受けた後、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 第三条第六項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の許可をした場合に準用する。

(道路管理者との協議等)

第六条 公団は、第三条第一項の許可又は前条第一項の許可(前条第四項の許可を含む。以下同じ)を受けようとする場合において、申請に係る道路が一級国道又は二級国道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、

都道府県道又は指定市の市道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体(都道府県知事又は市の長である道路管理者にあつては、その統轄する都道府県又は市の)の議会の議決を経なければならない。

(道路管理者の権限の代行)

第七条 公団は、第三条第一項の許可を受けて道路を新設し、又は改築する場合、第四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代つてその権限のうち次の各号に掲げるものを行うものとする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 法第二十条第一項の規定により道路に関する工事及び道路の維持について協議すること。

三 法第二十一条第一項の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。

四 法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。

五 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

六 法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を附すること。

七 法第三十一条第一項の規定により協議すること。

八 法第三十八条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

九 法第四十条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により必要な指示をすること。

十 法第四十五条第一項並びに第四十八条第一項及び第二項の規定により道路標識を設けること。

十一 法第四十六条の規定により道路の通行を禁止し、又は制限し、及び法第四十八条第三項の規定により通知すること。

十二 法第四十七条第二項の規定により必要な措置をすること。

十三 法第七十一条第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により聴聞を行い、及び同条第一項又は第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により処分をし、又は措置を命ずること。ただし、法第三十二条第一項及び第三項、第三十七條第一項、第四十四条第四

項並びに第四十七条第三項の規定に係るものを除く。

十四 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

2 公団は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代つてその権限のうち前項第一号、第二号、第七号又は第十四号に掲げるものを行おうとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の意見をきき、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により公団が道路管理者に代つて行う権限は、公団が第三条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にあつては、第十条第一項の規定により公告する工事開始の日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとし、公団が第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にあつては、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収開始の日から行うことができるものとする。

(道路管理者の行う有料の道路の新設又は改築)

第八条 道路管理者(都道府県及び市町村である場合に限る。以下この条、次条第一項、第十四条第二項、第十五条、第十六条第三項及び第二十三条において同じ)は、道路の新設又は改築に要する費用

の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、当該道路が第三條第一項各号に規定する条件に該当する場合に限り、建設大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、設計図その他建設省令で定める書面を添附して、第三條第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができ、

4 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三條第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三條第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 建設大臣は、市町村（指定市を除く。）である道路管理者に対し第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定により道路の路線名及び工事の区間又は工事方法の変更を許可したときも、同様とする。

（工事の廃止）
第九條 公団は、第三條第一項の許可を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出してその許可を受けなければならない。道路管理者が、前条第一項の許可（前条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときも、同様とする。

一 廃止しようとする路線名及び工事の区間
二 廃止の予定年月日
三 廃止の理由
2 建設大臣は、前項前段の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

（公団の行方有料の道路に関する工事の公告）
第十條 公団は、第三條第一項の許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事を執行しようとするときは、あらかじめ、当該道路の路線名及び工事の区間、工事の種類並びに工事開始の日を官報で公告しなければならない。

2 公団は、前項に規定する工事の全部又は一部を完了し、又は工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

（料金の額の基準）
第十一條 料金の額は、第三條第一項、第五條第一項又は第八條第一項の許可に係る道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度をこえないものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、同項の料金の額の基準は、政令で定める。
（料金徴収の対象）
第十二條 料金は、第三條第一項、第五條第一項又は第八條第一項の許可に係る道路を通行し、又は利用する道路交通取締法（昭和二十二年法律第三十号）第二條第四項に規定する諸車及び同条第七項に規定する無軌条電車から徴収する。ただし、同法第十條第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 トンネル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める施設については、前項本文の規定にかかわらず、当該トンネル若しくは橋又は施設を通行し、又は利用する人から料金を徴収することができる。

（運輸大臣の意見の聴取）
第十三條 建設大臣は、第三條第一項又は第八條第一項の許可をしようとするときは、第三條第二項第六号の料金の係る部分について、あらかじめ、運輸大臣の意見をきかなければならない。

2 前項の規定は、建設大臣が第五條第一項の許可をしようとする場合に準用する。この場合において、前項中「第三條第二項第六号」とあるのは、「第五條第二項第四号」と読み替へるものとする。

（料金の額及び徴収期間の公告又は公示）
第十四條 公団は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間（第五條第一項の許可を受けて料金を徴収しようとするときは、徴収開始の日。以下この項において同じ。）を官報で公告しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

2 道路管理者は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間を道路管理者である都道府県又は市町村の長の定める方法で公示しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

（有料の道路の工事の検査）
第十五條 公団又は道路管理者は、第三條第一項又は第八條第一項の許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事の途中において、建設省令で定めるところにより、公団又は都道府県若しくは指定市である道路管理者にあつては建設大臣、市町村（指定市を除く。）である道路管理者にあつては都道府県知事の検査を受けなければならない。工事が完了したときも、同様とする。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該道路の構造が第三條第一項又は第八條第一項の許可を受けた工事方法に適合しないと認めるときは、それぞれ公団又は当該道路の道路管理者に対し、当該道路の構造が当該許可を受けた工事方法に適合することとなるよう工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（有料の道路の供用の開始）
第十六條 公団は、前条第一項後段の規定による検査に合格したときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた道路管理者は、遅滞なく、当該道路の供用を開始しなければならない。

3 第八條第一項の許可を受けた道路管理者は、前条第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。

（道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等）
第十七條 道路管理者は、公団が第三條第一項の許可を受けて新設し若しくは改築し、第四條第一項の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は第五條第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路（以下「公団の管理する道路」という。）について、次の各号に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、公団の意見をきかなければならない。
一 法第二十條第一項の規定により道路の管理の方法（工事の施

行及び維持を除く。について協議すること。

二 法第三十二條第一項又は第三項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可をすること。

三 法第三十四條（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）及び第八十七條第一項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により条件を附すること。

四 法第三十五條（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

五 法第三十七條第一項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用を禁止し、又は制限すること。

六 法第四十四條第一項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路に接続する区域を沿道区域として指定し、又は同条第四項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

七 法第四十七條第三項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

八 法第七十一條第一項又は第二項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二條第一項若しくは第三項、第三十七條第一項、第四十四條第四項又は第四

十七條第三項の規定に係る許可等について処分をし、又は措置を命ずること。

2 道路管理者は、公団の管理する道路について、前項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を公団に通知しなければならない。

（道路管理者に対する処分等の請求）

第十八條 公団は、公団の管理する道路の管理に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対して、必要な処分等を行うことを求めることができる。

（公団の行つた有料の道路の管理に關する費用）

第十九條 公団の管理する道路の管理に關する費用は、この法律及び日本道路公団法（昭和三十一年法律第 号）に特別の規定がある場合を除くほか、公団の負担とする。

（兼用工作物の費用）

第二十條 前条の規定により公団の負担すべき道路の管理に關する費用で、当該道路が他の工作物（法第二十條第一項に規定する他の工作物をいう。以下この条において同じ。）と効用を兼ねるものに関するものについては、公団は、他の工作物の管理者と協議してその負担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 前項の場合において、他の工作物が河川法（明治二十九年法律第七十一號）第四條第二項に規定する河川の附屬物であるときは、同法第三十條の規定を適用する。

3 第一項の規定による協議が成立しない場合においては、公団又は当該他の工作物の管理者は、建設大臣及び当該他の工作物に關する主務大臣に裁定を申請することができる。

4 建設大臣及び当該他の工作物に關する主務大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、公団及び当該他の工作物の管理者の意見をきかなければならない。

5 前項の規定により建設大臣及び当該他の工作物に關する主務大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、公団と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとする。

（道路に關する費用についての道路法の規定の準用）

第二十一條 法第五十七條から第六十條まで、第六十一條第一項及び第二項、第六十二條並びに第六十三條の規定は、公団の管理する道路について準用する。この場合において、法第五十七條中「道路管理者及び日本道路公団以外の者」と同条中「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第七條第一項第六号の規定により第二十四條本文の規定による道路管理者の権限を代つて行つた日本道路公団の承認を受けた者」と、法第五十八條第一項、第五十九條第三項又は第六十一條第一項中「道路管理者」とあるのは「日本道路公団」と、法第六十條本文中「第二十一條第

一項の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第七條第一項第三号の規定により道路管理者の権限を代つて行つた日本道路公団」と、法第六十一條第二項中「道路公団」と、法第六十一條第二項中「道路公団」とあるのは「政令」と、法第六十二條後段中「第三十八條第一項の規定により道路管理者の権限を代つて行つた日本道路公団」と読み替へるものとする。

（国の行つた事業等に対する負担金の徴収）

第二十二條 法第三十五條に規定する事業に対する前条において準用する法第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條ただし書、第六十一條及び第六十二條後段の規定による負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。

（収入の歸屬）

第二十三條 第三條第一項及び第五條第一項の規定に基く料金並びに第二十一條第一項において準用する法第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條ただし書、第六十一條及び第六十二條後段の規定に基く負担金は、公団の収入とし、第八條第一項の規定に基く料金は、道路管理者の収入とする。

（義務履行のために要する費用）

第二十四條 この法律又はこの法律に基く命令によつて公団がする処

分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

（負担金等の強制徴収）

第二十五條 法第七十三條の規定は、第三條第一項及び第五條第一項の規定に基く料金並びに第二十一條において準用する法第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條ただし書、第六十一條及び第六十二條後段の規定に基く負担金について準用する。この場合において、法第七十三條第一項中「道路管理者（一級国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県。以下本条中同じ。）」とあるのは「日本道路公団」と、同条第二項又は第三項中「道路管理者」とあるのは「日本道路公団」と、同条第二項中「条例」とあるのは「政令」と読み替へるものとする。

（法令違反等に関する監督）

第二十六條 建設大臣は、次の各号の一に該當する場合においては、公団の管理する道路に關し、公団に対して、その処分の取消、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のために必要な措置をすることを命ずることができる。

一 公団のした処分又は工事が法及びこの法律若しくはこれらに基く命令又はこれらに基いて建設大臣がした処分に違反すると認められる場合

二 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため特に必要があると認められる場合

分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

2 前項の規定による建設大臣の処分により公団が自己の処分を取り消し、又は変更したことにより、損失を受けた者がある場合においては、公団は、損失を受けた者に對し通常生ずべき損失を補償しなければならぬ。

3 法第六十九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項又は第三項中「道路管理者」とあるのは、「日本道路公団」と読み替へるものとする。

(道路の管理に關する勸告等)

第二十七條 建設大臣は、公団に對して、公団の管理する道路の管理に關し必要な勸告、助言又は援助をすることが出来る。

(公団が取得する有料の道路の敷地等の歸屬)

第二十八條 公団が道路の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件は、公団に歸屬する。

2 普通財産である国有財産は、公団が一級國道、二級國道、都道府県道又は指定市の市道の用に供する場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三號)第二十二條の規定にかかわらず、公団に無償で貸し付けることができる。

(訴訟)

第二十九條 公団がした次の各号の一に掲げる処分について不服のある者は、処分があつた日から三十日以内に建設大臣に訴願することができる。

一 第七條第一項第三号又は第四号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第二十一條第一項又は第二十二條第一項の規定による命令

二 第七條第一項第五号又は第八号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第二十三條第一項又は第三十八條第一項(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事を自ら施行すること。

三 第七條第一項第六号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第二十四條本文の規定による承認を与へないこと。

四 第七條第一項第九号の規定により公団が道路管理者に代つてした法第四十條第二項(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく指示

五 第七條第一項第十一号又は第十二号の規定により公団が道路管理者に代つてした法第四十六條又は第四十七條第二項の規定に基く通行の禁止又は制限その他の処分

六 第七條第一項第十三号の規定により公団が道路管理者に代つてした法第七十一條第一項又は第二項(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基く処分

七 第七條第一項第十四号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第九十一條第一項の規定による許可を与へないこと。

八 第二十一條において準用する法第五十八條第一項、第五十九

條第三項、第六十條ただし書、第六十一條第一項及び第六十二條後段の規定により公団が課した負担金の額の決定

九 第二十五條において準用する法第七十三條第一項から第三項までの規定により公団がした処分

十 法第七十二條第三項(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により公団が補償金の負担を命じたこと又はその負担額の決定

2 法第九十六條第六項の規定は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある者について準用する。

(道路法の適用)

第三十條 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理については、この法律に定めるものを除くほか、法第五十條から第五十三條までを除く。この規定の適用があるものとする。この場合において、公団の管理する道路を公団が管理し、又は管理しようとするときにおいては、法第二條第二項、第四十二條第一項、第六十六條第一項、第六十八條、第六十九條、第七十條第一項、第三項若しくは第四項、第七十一條第四項、第七十二條第一項若しくは第三項又は第九十二條第四項中「道路管理者」とあるのは「日本道路公団」と、法第二十四條中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び日本道路公団以外の者」と、法第七十一條第四項中「その吏員のうちから道路監理員を命じ、第

二十四條、第三十二條第一項若しくは第三項、第三十七條、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條若しくは第四十七條の規定又はこれらの規定に基く処分」とあるのは「その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四條、第四十條、第四十三條、第四十六條若しくは第四十七條第二項の規定又は道路整備特別措置法第七條第一項第六号、第九号、第十一号若しくは第十二号の規定により日本道路公団が代つてするこれらの規定に基く処分」と、法第七十二條第一項中「第二十四條又は第三十二條第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七條第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四條本文の規定による承認」とする。

2 法第十條、第七十四條及び第八十五條の規定は、公団の管理する道路については適用しない。

3 この法律の規定により道路管理者に代つてその権限を行う公団は、法第八章(第六六條を除く。)の規定の適用については、道路管理者とする。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法の廃止)

第二條 道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第六十九號。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過規定)
第三條 この法律(以下「新法」という。)の施行の際現に旧法第三條第一項の規定により建設大臣が新設し、又は改築している道路については、公団が当該道路の新設又は改築を行うものとする。この場合において、旧法第三條第一項の規定に基き建設大臣が決定した当該道路の路線名及び工事の区間、工事方法並びに工事予算は、公団が新法第三條第一項の許可を受けた事項とみなして同法の規定を適用する。

2 公団は、公団の成立の日から一年以内に、前項の規定により公団が新設し、又は改築する道路に係る工事の完成の予定年月日、収支予算の明細、料金及びその徴収期間について建設大臣の許可を受けなければならぬ。この場合において、建設大臣のした許可は、新法第三條第一項の許可とみなして同法の規定を適用する。

第四條 新法の施行の際現に旧法第三條第一項の規定により建設大臣が新設し、又は改築して料金を徴収している道路については、公団が当該道路の維持、修繕その他の管理を行うものとする。この場合において、建設大臣が旧法第三條第一項の規定に基き決定し、かつ、同法第五項の規定により告示した料金の額及び徴収期間は、それぞれ公団が新法第三條第一項の許可を受け、かつ、同法第十四條第一項の規定により公告した料金の額及び徴収期間とみなして同法の規定を適用する。

第五条 新法の施行の際現に旧法第六條第一項の規定により道路管理者が新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している道路については、旧法第六條、第八條から第十條まで及び第十三條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用については、同法第八條第三項若しくは第四項又は第九條中「建設大臣」とあるのは、「日本道路公団」とする。

2 公団は、前項に規定する道路の道路管理者と協議して、新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築、料金を徴収している道路にあつては当該道路の維持、修繕その他の管理を自ら行うことができる。

3 前項の規定による協議が成立して公団が行う当該道路の新設又は改築は、新法第三條第一項の許可を受けて公団が行う新設又は改築とみなし、前項の規定による協議が成立して公団が行う当該道路の維持、修繕その他の管理は、同法第四條の規定によつて公団が行う維持、修繕その他の管理とみなし、当該道路の道路管理者が旧法第六條第八項の規定により告示した料金の額及び徴収期間は、公団が新法第十四條第一項の規定により公告した料金の額及び徴収期間とみなして同法の規定を適用する。

4 第二項の規定により道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体（都道府県知事である道路管理者

にあつては、その統轄する都道府県）の議会の議決を経なければならない。

5 第二項の規定により協議が成立した場合においては、公団は、当該協議について建設省令で定める手続に従ひ、建設大臣に報告しなければならない。

第六條 旧法又は旧法に基づく命令によつてした処分、手続その他の行為は、附則第三條から前条までに規定するものを除くほか、新法中これに相当する規定がある場合には、それぞれ新法の規定によつてしたものとする。

日本道路公団法案

日本道路公団法

目次

第一章 総則（第一条—第七条）	第二章 役員及び職員（第八条—第十八条）
第三章 業務（第十九条—第二十条）	第四章 財務及び会計（第二十一条—第三十三条）
第五章 監督（第三十四条—第三十五条）	第六章 補則（第三十六条—第三十九条）
第七章 罰則（第四十条—第四十二条）	附則
第一章 総則	

かつ効率的に行うこと等によつて、道路の整備を促進し、円滑な交通に寄与することを目的とする。

（法人格）
第二条 日本道路公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）
第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）
第四条 公団の資本金は、附則第九条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

（登記）
第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（名称使用の制限）
第六条 公団でない者は、日本道路公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）
第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員
第八条 公団に、役員として、總裁一人、副總裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）
第九条 總裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、公団を代表し、總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、公団を代表し、總裁及び副總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

（役員の内命）
第十条 總裁及び監事は、建設大臣が任命する。

2 副總裁及び理事は、總裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

（役員の内命）
第十一条 役員の内命は、四年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

（役員の内命）
第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることのできない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはこれらのいかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十三条 建設大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 總裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

（役員の内命）
第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第十五条 公団と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を

有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 その通行又は利用について料金を徴収することができる道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。)の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うこと。

二 前号の道路に係る災害復旧工事を行うこと。

三 その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前四号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託により、道路の新設及び改築並びに道路に關

する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

(業務方法書)

第二十条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第四章 財務及び會計

(事業年度)
第二十一条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)
第二十二条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十三条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで

に完結しなければならない。
(財務諸表)
第二十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に、建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告

書に關する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)
第二十五条 公団は、毎事業年度、經營上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、經營上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び道路債券)
第二十六条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は道路債券を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による道路債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、建設大臣の認可を受けて、道路債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、道路債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付等)
第二十七条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は道路債券の引受をすることができ

る。
(債務保証)
第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、道路債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができ

る。
(償還計画)
第二十九条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び道路債券の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)
第三十条 政府は、予算の範囲内において、公団に対し、第十九条第

一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)
第三十一条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有
二 銀行への預金又は郵便貯金(給子及び退職手当の支給の基盤)

第三十二条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は變更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

(建設省令への委任)
第三十三条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び會計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第五章 監督
第三十四条 公団は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

る。
(報告及び検査)
第三十五条 建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身

分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

(解散)

第三十六条 公団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第三十七条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下この条において「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下この条において「公務員とみなされる者」という。)が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)附則第十條の規定の適用については、法律第七十七号附則第十條第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は日本道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

4

第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を適用する)ときを含む。及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給に付いての最短期間恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5

第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十八條

公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を適用する)を含む。及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又は

はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)

第三十九條 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十二條、第二十六條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第二十九條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四條第一項及び第三十三條の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十二條第二項及び第三十三條の規定により建設省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

第四十條 第三十五條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十一條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四條第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第四十二條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十條及び附則第十一條の規定は、公団の成立の時から施行する。

(公団の設立)

第二条 建設大臣は、第十條第一項の例により、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により、指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二條第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条の事務の引継を受け付けた日より、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六條 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第七條 公団の最初の事業年度は、第二十一條の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

第八條 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條中「事業年度開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(権利及び義務の承継等)

第九條 道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第六十九号)第三條第一項の規定により建設大臣が自ら新設し、又は改築して料金を徴収することができる道路の整備事業及び同法第七條の規定による地方公共団体に対する資金の貸付に關し、公団の成立の際現に国が有する権利及び義務(特定道路整備事業特別会計の資金運用部からの負債を含む、昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に關する法律(昭和二十八年法律第二百二十八号)第二項の規定による特定道路整備事業特別会計から一般会計に繰りもどさなければならない繰入金に係る義務を除く)は、その時に公団が承継する。

2 前項の規定により公団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際における特定道路整備事業特別会計の資産の価額から負債の金額(前項に規定する繰入金に相当する金額を除く)を

差し引いた額は、政府から公団に
対し出資されたものとする。

(特定道路整備事業特別会計法等
の廃止)

第十条 次に掲げる法律は、廃止す
る。

一 特定道路整備事業特別会計法
(昭和二十七年法律第七十号)
二 昭和二十八年年度における特定
道路整備事業特別会計の歳出の
財源の特例に関する法律

(特定道路整備事業特別会計の決
算に関する経過措置)

第十一条 特定道路整備事業特別会
計の昭和三十一年度及び昭和三十
一年度の決算に関しては、なお従前
の例による。

(道路整備費の財源等に関する臨
時措置法の特例)

第十二条 政府は、道路整備費の財
源等に関する臨時措置法(昭和二
十八年法律第七十三号。以下この
条において「臨時措置法」という。)

第三条第二項の規定にかかわら
ず、昭和三十一年度以降三年度間
は、毎年度、当該年度の揮発油税

法(昭和二十四年法律第四十四号)
による揮発油税の収入額の予算額
に相当する金額の一部を、臨時措
置法第二条第一項に規定する道路
整備五箇年計画に係る道路に関す
る工事で公団が実施するものに要
する経費の一部として、公団に対
し補助することができる。

(登録法の改正)
第十三条 登録法(明治二十九年
法律第二十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十九条第一号ノ六の次に次の
一号を加える。

一ノ七 日本道路公団自己ノ為
ニスル登記又ハ登録

(印紙法の改正)
第十四条 印紙法(明治三十二年
法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第六号ノ五ノ四の次に次
の一号を加える。
六ノ五ノ五 日本道路公団ノ発
スル証書、帳簿

(所得税法の改正)
第十五条 所得税法(昭和二十二
年法律第二十七号)の一部を次の
ように改正する。

第三条第一項第四号の四の次に
次の一号を加える。
四ノ五 日本道路公団

(法人税法の改正)
第十六条 法人税法(昭和二十二
年法律第二十八号)の一部を次の
ように改正する。

第四条第二号中「日本住宅公団」
の下に「日本道路公団」を加え
る。

(地方税法の改正)
第十七条 地方税法(昭和二十五
年法律第二百二十六号)の一部を次
のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中
「日本住宅公団」の下に「日本道
路公団」を加える。

(行政官庁設置法の改正)
第十八条 行政官庁設置法(昭和
二十三年法律第七十七号)の一部
を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び農地開
発機械公団」を、「農地開発機械公
団及び日本道路公団」に改める。

(建設省設置法の改正)
第十九条 建設省設置法(昭和二十
三年法律第十三号)の一部を次の
ように改正する。

第三条第十三号の二及び第十三
号の三を次のように改める。
十三の二 道路整備特別措置法
(昭和三十一年法律第 号)の
施行に関する事務を管理する
こと。

十三の三 日本道路公団の業務
の監督その他日本道路公団法
(昭和三十一年法律第 号)の
施行に関する事務を管理する
こと。

第三条第二十六号の二及び第二
十六号の三「日本住宅公団」の下
に「日本道路公団」を加える。
第二章第五号の三の次に次の
一条を加える。

(日本道路公団監理官)
第五条の四 第三条第十三号の三
に規定する事務を行わせるた
め、建設省に日本道路公団監理
官二人を置く。

2 日本道路公団監理官は、建設
省の職員のうちから建設大臣が
任命する。

第十二条第二号中「日本住宅公
団」の下に「日本道路公団」を加
える。

○堀川政府委員 ただいま議題になり
ました日本道路公団法案につきま
して、提案の理由及びその要旨を御説明
申し上げます。

政府は、道路整備事業促進の一環と
して昭和二十七年以来、道路整備特
別措置法及び特定道路整備事業特別会
計法の規定に基きまして、建設大臣の
行う有料道路整備事業及び地方公共団
体の行う有料道路整備のための資金の
貸付を行なつて参つたのであります
が、現在及び将来の交通情勢に即応し
てさらに道路の整備を促進するため、
民間資金の導入をはかることによつ
て、有料道路の建設を飛躍的に拡充す
るとともに、これを総合的かつ効率的
に運営する必要があるもので、これ
がため新たに日本道路公団を設立する
こととしたのであります。本法律
案はこの日本道路公団の組織、業務、
財務、会計等について所要の規定を設
けようとするものであります。

以上がこの法律案を提案いたしまし
た理由であります。次に本法律案の
概略を御説明申し上げます。

まず第一に、日本道路公団は法人と
いたしまして、その資本金は公団が設
立された時において、特定道路整備事
業特別会計の所有する資産の価額から負
債の金額を控除した額に相当する額で
政府から出資されるものとなっております。

第二に、公団の役員として総裁一
人、副総裁一人、理事五人以内及び監
事二人以内を置くこととし、その任期
はおのおの四年といたしております。

第三に、公団の行う業務といたしま
しては、あわせて御審議を願いますと
ころの道路整備特別措置法に基く有料
道路の新設、改築、維持、修繕その他
の管理及び有料道路の災害復旧工事を
行うことを主たる業務とし、あわせ
て有料自動車駐車場の建設及び管理並
びに国または地方公共団体の委託によ

る道路の新設、改築等を行わせるこ
とといたしてあります。

第四に、公団の財務及び会計であり
ますが、公団の予算、事業計画、資金
計画、財務諸表、道路債券の発行、借
入金等につきましては、その業務の公
共性にかんがみまして、建設大臣の認
可または承認を受けることを要するも
のとしております。

第五に、公団は、建設大臣の監督に
服するものとし、建設大臣は、公団に
対して監督上必要な命令等を行うこ
とができることとし、また公団の業務の
監督等に当らせるため、特に日本道路
公団監理官の制度を設けることといた
してあります。

最後に、公団の設立に関する事務
は、建設大臣が任命する設立委員に処
理させることとし、公団成立の際に、
現に特定道路整備事業特別会計の所有
する権利及び義務は、公団が承継するこ
とといたしてあります。

なお、日本道路公団が昭和三十一年
度に施行すべき事業に必要な資金は八
十億円であり、これは一般会計
からの補助金二十億円、資金運用部か
らの借入金十億円、道路債券発行によ
る借入金五十億円をもって充てる予
定であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び
要旨であります。何とぞ慎重御審議
の上、すみやかに御可決下さらんこ
とをお願いする次第であります。

○馬場国務大臣 ただいま議題になり
ました道路整備特別措置法案についま
して、提案の理由及びその要旨を御説
明申し上げます。

現行の道路整備特別措置法は、有料
制によつて道路の整備を促進する措

を講ずるため、去る第十三回国会におきまして御審議の上、制定されたのでありますが、以来政府におきましては、同法の規定に基づきまして、建設大臣の行有料道路整備事業及び地方公共団体の行有料道路の整備のための資金の貸付を行い、有料道路の整備促進に努力して参りまして、すでに十三カ所が完成し、十六カ所の工事を継続施行中であります。

しかしながら、政府といたしましては、現下の国及び地方公共団体の財政事情にかんがみ、かつ今後の交通情勢に即応するため、民間資金の活用による有料道路整備事業の拡充とその総合的、効率的運営をはかる必要がありま

すので、あわせて御審議を願つております日本道路公団法案によりまして、新たに日本道路公団を設立することとしたのであります。これに伴いまして公団の行有料道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に

関し、道路法に対する特別の措置を定めるとともに、都道府県または市町村の行有料道路についても所要の規定を整備する必要がありま

すので、現行の道路整備特別措置法を廃止し、新たに道路整備特別措置法を制定することといたしたいと存する次第であります。

以下、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、公団は、建設大臣の許可を受けて、一定の要件に該当する一級国道、二級国道、都道府県道または指定市の市道を新設し、または改築して料金を徴収し、工事完了の後料金徴収期間が満了するまで当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うことができることとしたのであります。

第二に、公団は、建設大臣の許可を受けて新設し、または改築した道路の維持及び修繕に特に多額の費用を要し、かつ当該道路の道路管理者が維持及び修繕を行うことが著しく困難または不適当と認められるときは、建設大臣の許可を受けて、さきに申し上げました料金徴収期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕等を行なつて料金を徴収することができることとしたのであります。

第三に、公団は、有料道路を管理するに当つては、その管理に必要な限度において道路管理者にかわつて一定の権限を行うことができることとしたのであります。

第四に、都道府県及び市町村である道路管理者は、建設大臣の許可を受けて一定の要件に該当する都道府県道または市町村道を新設し、または改築して料金を徴収することができることとしたのであります。

第五に、料金徴収の対象は、原則として道路交通取締法にいう諸車及び無軌条電車とし、料金の額は、道路の通行者または利用者が受ける利益の限度内とし、その基準は、政令で定めることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○徳安委員長 次に東北興業株式会社法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたしました。馬場建設大臣。

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

東北興業株式会社法（昭和十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条（中）「政府ハ」の下に「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条ノ規定ニ拘ラズ国会ノ議決ヲ經タル金額ノ範圍内ニ於テ」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○馬場國務大臣 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げます。

東北興業株式会社は、東北地方の振興をはかるため同地方における殖産興業を目的として昭和十一年に設立された会社でありまして、政府の財政援助のもとに東北地方の振興に関する各種の事業の経営と投資を行なつて、同地方の開発に大きな役割を果たして参つたのであります。戦後政府の財政援助がすべて打ち切られたため、事業を整理縮小して近年に至つております。

今回政府におきましては、同会社に東北地方開発の一環としての使命を一層積極的に遂行させるのを適當と認めらるに至りましたので、同会社の事業資金の調達に万全を期するため、同会社の発行する東北興業債券の元金の支払について政府が保証をいたすことを必要と認めるものであります。

現行の東北興業株式会社法には、東北興業債券の元金の支払いについて政府が保証をなし得る旨の規定がありますが、この規定は法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の規定によりまして、その効力を停止されている状態でありまして、そこで今回同法の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範圍内において、政府が東北興業債券の元金の支払いについて保証契約をすることができるよう規定を整備いたそうとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由と法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○徳安委員長 以上各案に対する質疑は次会にいたすことにいたします。

○徳安委員長 建設行政に関する件につきまして調査を進めます。

前会に引き続き、馬場建設大臣並びに政府当局に質疑を行います。前田榮之助君。

○前田（榮）委員 建設大臣に御質問を申し上げます。昭和三十年度の予算にいたしまして、今審議中の三十一年度予算にいたしまして、健全財政の建前から予算編成は一定のワクを設けて、そのワク内で各予算とも緊縮財政を堅持するために、各省とも非常に膨大な要求があつたのにもかかわらず、それを大蔵省において一定の査定をされて、余儀なく不満足ながらも各省は、縮められた予算の中で施行しなければならぬ羽目に立ち至つておることは御承知の通りであります。大臣におかれましては、予算の要求、これにお持ちになつておる抱負経緯が十分に施行できない点については、非常

に苦慮されたことを存するものでござい。しかしながら現馬場大臣が三十年度の予算編成には直接関係しておられぬので、このことをいいて追及しようとは思いませんけれども、やはり同じ政党のもとに内閣が組織され、この内閣において編成されたものは、たとい前任者がやつたことといえども、全然責任なしと逃げるわけにはいかな。と思つております。そこで私がお尋ね申し上げたいのは、昭和三十年度の、今提出されました補正予算の中で、公共事業費が相当大幅に削られておるといふ点であります。昭和三十一年度の予算編成についても、三十一年度の予算を完全にこなし得るという見通しのもとに編成されておると思いますが、三十年度があれほど窮乏な予算で、予算が足りなくて、これを増額するのには苦慮されたはずなのに、にもかかわらず、それが相当大幅に削減されておる。そういうことになりまして、三十一年度の予算もそれだけゆとりのある予算であるかどうか、また三十一年度の予算を十分にこなし得る見通しと自信があるかどうか、三十一年度の予算も全くわれわれは全幅的に信頼をして、自信をもつてやつておられるとは想像がつかぬといふことを言わざるを得ない事情にあると思つております。このことは三十年度の予算についても当該大臣は重大な責任があると思つて。国会において国民の代表者によつて決定され、三十年度の公共事業はかくかくやるのだといふことを明確にし、国会に責任を持ち、また国会議員もこの程度なら必ずやるべきである、こ。ういふ責任をもつて議決を行。い、そのことが、いかなる理由があつ

ても、公共事業費はあまりに大き過ぎるからこれは要らないのだということになるならば、天変地変か何かの変動、情勢の変化というものが無い限りにおいては、それは言えないと思うのであります。にもかかわらず、他の、予算の組みかえとかいろいろな理由から来ているとしても、それは内閣全体としてはやむを得ない事由かも知れませんが、御承知の通り、公共事業に關係する当該大臣といましては、これは重大な責任であると思ふ。こゝろに於いて三十一年度の予算に対する編成の自信またその責任、こゝろを、三十一年度の今日の状態を見た観点から、大臣の所信をまず第一にお伺いする次第であります。

○馬場國務大臣 予算が議決せられまして国会を通過いたしました以上は、その運営の衝に當りますわれわれといいたしましては、その議決の趣旨に基きまして、予算を完全に消化して事業を滞りなく施行いたしますことが当然の責任であると思ふ。しかるに昭和三十年度の予算の成立は、御承知の通り、いづいぶんおくれをしまして、従つてこれを施行に移す時期がおそくなりまして、完全に消化し得ない部分が出て参りまして、ことに遺憾に存しております。従来も完全に消化し切れない部分が若干出たことは、これはまた御承知の通りであります。さればといつて、それが決して肯定せられることでもなく、完全に消化しなければならぬ筋合いのものであります。ただ三十年度はさういふ特殊の事情もありまして、消化し得る部分が残りましたことは遺憾ではあります。現

実の姿として、さういふ特殊の事情のためにある程度の消化未了のありましたことは御了承を賜りたい、かように存じます。

な三十一年度の予算について、三十一年度がその状態であつたから三十一年度も消化し切れないのではないかと、自信のない予算ではないかという御疑念を持つておいてのよりであります。が、御承知の通り、公共事業費は、ある程度の削減を余儀なくされたような事情でありまして、まだまだたくさん公共事業費を組みたいというのが、まやまであります。われわれの立場をいたしましては、極力これが完全消化に努めまして、遺憾なきを期したい、かように考へておる次第であります。

○前田(榮)委員 三十年度の予算に關しましては、予算の議決がいろいろ當時の事情からおくれ、執行する期間が非常に縮められた關係上、ついに予算が完全に消化できなかった、こゝろおつしやるのであります。當時の事實的な事情から言いますと、さういふ情勢におかれておるとも考へられな

ろまで待つて補正するなどというよりなことでは、これは国民に対する忠実なゆえんではないと思ふ。これは予算を編成する、また予算を審議するときに於いて、施行の期間が非常に短くなることは、当時見通しがつき、十分わかつていなければならぬはずであつて、さういふことでは私は国民が納得いかないと思ふ。それでは公共事業等のような重要なものに対する誠実な態度ではないと思ふ。もつともつとそこには重大な補正をしなければならぬ今日の状態になつたことについて

の理由が説明されない限りには、われわれは納得するわけにはいかないものであつて、ただ単に期間が短かつたために、ついにこゝろになつたといふこと、これを見のがすといふわけにはいかないと思ふ。何かそこにい

わゆる公共事業という重要な仕事をやる責任の重い立場にあるところの建設大臣として、この点も少し重大な理由を、具体的に一つ御説明を願いたいと思ふのであります。

ておるのであります。以上申し上げましたように、何分にも時日が非常な制約を受けておりましたために、思う存分のことのできなかつたことは、何とも遺憾千萬に存じております。今後はいやしくも議決をいたさした予算は完全に消化いたしました、所期の目的を達成することのできますよう

に、さらに一段の努力を払いたいと、かように存する次第であります。

○前田(榮)委員 将来非常に誠実を約束されるので、これ以上追及すること

を差し控えたいと思ふ。ただこの中で、たとえば住宅の問題をいたしましても、これは鳩山内閣の政策の中で、国民に公約された政策の最も重大な問題であるのであります。ことに今日の日本の現情からいまして、国民生活の衣食住の中で、衣食も大体に国民の希望するところに近いところまで進んでいるが、残念なことには住の点ではなお非常に不足を感じておるのであります。またこれは日本ばかりでなしに、世界各国の政治情勢から見ましても、この衣食住の中の住宅について

戸の住宅を完全に建てられるか、四十万戸の住宅を建てられたか、三十一年度がや

り公約された通りではなかつた。それを今度は三十一年度に果して——今全力をあげてやると言われたから、おそろくそれはできないとおつしやらぬと思ふ。四十三万戸は完成するといふことを言明されることができると同時に、この四十三万戸を建てることによつて日本の住宅政策、現在二百七十万戸も不足しておるものを、何年間で問題を解決しようとするか、という長期計画、この長期計画の見通しというものが計画されてい

ない限り、国民は四十三万戸を建てるとか、四十二万戸を建てるとか言われても不安を感じるものであります。これはまた各国もさういふ計画については、十分具体的な案を立てて進んでおるわけですから、この点についての馬場建設大臣の長期計画に対する御所信をお伺いする次第であります。

○馬場國務大臣 御所見まことにどうもありがとうございます。私もさうい

は、つづしんで拝聴しなければならぬと、かように考へます。ところが事実問題として、何分にも本予算の通過いたしましたのが、御承知の通り非常におくれなもので、非常な努力をいたしたにもかかわらず、現実の事情を御承知の通りではないのであります。決して怠けていたわけではな

いのであります。係官は昼夜兼行でやつて、へとへとになるまで努力をいたし

ておるのであります。以上申し上げましたように、何分にも時日が非常な制約を受けておりましたために、思う存分のことのできなかつたことは、何とも遺憾千萬に存じております。今後はいやしくも議決をいたさした予算は完全に消化いたしました、所期の目的を達成することのできますよう

に、さらに一段の努力を払いたいと、かように存する次第であります。

○前田(榮)委員 将来非常に誠実を約束されるので、これ以上追及すること

えなくなつた戸数、そういうものを合せまして約二十五万戸と推定をいたし、十年間で住宅問題を完全に解決をするという目的のもとに計画を立てまして、昭和三十年度よりこれを実施する、かような考えを持っておる次第であります。三十年度の四十二万戸、三十一年度の四十三万戸の計画というものは、そういう長期計画に基きまして樹立いたしました計画でございます。

○前田(榮)委員 長期計画のもの、いわゆる十年計画によって、四十三万戸の住宅不足を解決していくと言われるのでありますが、それだといひまするならば、そこはもとよりお言葉通りに政治性があるといひまするならば、ただ政府出資の住宅がその半数にも足りないような計画でありまして、これは今日非常に国民が住宅不足の必要性を痛感しておる間は非常な努力を払いますから、民間資金による二十数万戸の建設もある程度までは、見通しもつかないとも言えないと思つておりますが、これは私の見通しといひましては、現状において三二、三年たちますと、民間資金によるところの建設は何かの方策を講じなければ、そう簡単にはいかぬ。たとえはこれに對して何割かの国庫融資あるいは補助その他資材等の供給面による援助というような施策を加えない限りは、これは支障を来たすのではないかと、そういう相違を持つておるのであります。そういうことについて何かの考案がおありかどうか。また近代的科学の進歩の上に立つて、この住宅建設に一大改革を加えるときがすでに來ておるのではないかと思つたのであります。いたずらに木材を使うとか、いた

ずらに今日の鉄筋コンクリートの建設の従来の方式だけを見ておるといふことでなしに、新しい科学の進歩によるこのものを、すでにドイツあたりでは発見され、進んでおるやに聞いておるのでありますが、日本にそういうことをやるのには、相當ないわゆる住宅建設を科学的に一大発展をさせるための政府の施策あるいは政府の援助、こういうものが日本の今の学界や技術界においては必要な点であると思つております。そういう点に對する建設大臣の御所信をお伺いする次第であります。

○馬場國務大臣 政府の資金による建設が少いじゃないか、こういう御意見であります。でき得ますれば政府資金をうんと投じまして、できるだけたくさん、しかも安いものであり、設備のよいものであり、坪数もよいにいたしたい、かように考えるのであります。が、何分にも思ひ通りに現在の財政状態ではできないことを遺憾に存じております。自力建設の見込みにつきましては、だんだん国民所得も上昇して參つておりますし、ただいまのところ自力建設の意欲が漸次衰えるであらうということは考へております。おそれらく建設の意欲は、国民所得の増大に比例いたしましてかえつて高揚するのではないかと、かように考へておる次第であります。なお住宅の建設につきまして、現在のようなり方がさらに飛躍的に改革せられる時期が来るのではないかと、これはまことにごもつともな御意見でありまして、私もその点には特に注意をいたしまして、現在のままの建築の方法が最高のものであるということを決して考へておりません。

ので、列国の例などもよく調査をいたし、日本の風土、氣候その他の環境に適応する最良の建築の方法が何か見つかからないものかと、実は研究を続けおる次第であります。なお学界あるいはその道の専門家の意見も聴取をいたしておるのであります。今後ともそういう方面には特に力を入れまして、なるべくつばなものが安い費用でできないものかと、住宅の構想といふものの根本的な問題に關連をいたしましてさらに研究を続け、万全を期していきたいと思います、かように考へております。

○前田(榮)委員 今科学技術の進歩による新しい住宅の建設については、馬場建設大臣も将来非常に熱意を込められる模様でありますし、今新しい方法として現われようといひておるドリドル利用の不燃化建築の問題もありますが、これはまた後ほど局長さんに御質問申し上げた方が適當だと思ひますから、後日にお譲りすることにいたします。

ことを相當考へなければならぬ。それが馬場建設大臣は、災害復旧については、従来の大臣が約束されたような、つまり三カ年復旧という方針をそのまゝ踏襲されていくのか、また新しい構想を持つておられるのか、この点が第一点であります。

第二点といひましては、本年も災害の時期になりました、災害がないとは保証がつきません。おそらく私は、やはりある程度までは必ずあるものだと思うのであります。そういう場合において、従来は予備費といふものが予算の中に相當額計上されてそれに備えられておつたのであります。今年の予算の中には十分な備えがないと私は思ふ。災害が昨年と本年非常に少かつたといふところから、国民の一つのゆゑもゆるみがきているのじゃないか、政府にいうことはきわめて不健全な態度であると思つてあります。馬場建設大臣のこの二点に對する災害復旧の所信をお伺い申し上げる次第であります。

の復旧を迅速に全面的に行うということが事実の上においてできていないのはいかにも残念であります。御承知の昨年の負担法の改正に基きまして、緊急なるものについては三年でこれを完成いたしたい、かように考へております。

○前田(榮)委員 法務大臣が來られたので、中島君が待つていらっしゃるようですから、そちらを先にして下さい。○徳安委員長 それでは、牧野法務大臣が御出席になりましたから、そちらの方の質疑を行います。中島議員。○中島(義)委員 法務大臣の御所見を伺うと同時に、これに關連して建設大臣の御所見も伺いたしたいのですが、参議院の方から呼ばれているのでありますけれども、なるべく努めて建設大臣もこの席におつていただきたい、かように委員長にお願いするわけでありまして。

○馬場國務大臣 災害復旧は、従来とても思つたような成績を上げていないといふことはまことに遺憾千万なことであるのであります。幸ひにして本年度は大きな災害がなく済みましたことはまことに天佑とも申すべきこととでありまして、御同慶にたえないのであります。そういう時期なればこそ、将来のあるいは発生することあるべき災害に備へまして災害の復旧をはからなければならぬ、さうな考へを持つておられますことは前田さんと全く同様でございます。ただ、予算がなかなか思ひ通りに参りませんで、災害

○馬場國務大臣 政府の資金による建設が少いじゃないか、こういう御意見であります。でき得ますれば政府資金をうんと投じまして、できるだけたくさん、しかも安いものであり、設備のよいものであり、坪数もよいにいたしたい、かように考えるのであります。が、何分にも思ひ通りに現在の財政状態ではできないことを遺憾に存じております。自力建設の見込みにつきましては、だんだん国民所得も上昇して參つておりますし、ただいまのところ自力建設の意欲が漸次衰えるであらうということは考へております。おそれらく建設の意欲は、国民所得の増大に比例いたしましてかえつて高揚するのではないかと、かように考へておる次第であります。なお住宅の建設につきまして、現在のようなり方がさらに飛躍的に改革せられる時期が来るのではないかと、これはまことにごもつともな御意見でありまして、私もその点には特に注意をいたしまして、現在のままの建築の方法が最高のものであるということを決して考へておりません。

○馬場國務大臣 政府の資金による建設が少いじゃないか、こういう御意見であります。でき得ますれば政府資金をうんと投じまして、できるだけたくさん、しかも安いものであり、設備のよいものであり、坪数もよいにいたしたい、かように考えるのであります。が、何分にも思ひ通りに現在の財政状態ではできないことを遺憾に存じております。自力建設の見込みにつきましては、だんだん国民所得も上昇して參つておりますし、ただいまのところ自力建設の意欲が漸次衰えるであらうということは考へております。おそれらく建設の意欲は、国民所得の増大に比例いたしましてかえつて高揚するのではないかと、かように考へておる次第であります。なお住宅の建設につきまして、現在のようなり方がさらに飛躍的に改革せられる時期が来るのではないかと、これはまことにごもつともな御意見でありまして、私もその点には特に注意をいたしまして、現在のままの建築の方法が最高のものであるということを決して考へておりません。

ただいま申し上げた各種判例から見て、発電所堰堤は当然法七百十七条の土地の工作物に該当すると考えるのでありますが、法務大臣の御所見はいかがでありますか。

○牧野国務大臣 私はいまだいま中島委

員のお述べになりました御所見は正しいと存じます。但しここでお願いがございます。あまりに問題が具体的にになりまして、これほどまでに具体的にになると国会で論ずることはどうかと思ひます。これは裁判所の問題であります。だからこの程度で勘弁して下さい。そうじゃないと、これを掘り下げていくと弁護士の範囲になつてしまふ、そして裁判所の問題になつてしまつて、国会で大臣の答弁する域を、ちょっと越えることになると困る。但し今のあなたのおっしゃることはもうすべて正しい、私はそれを承認します、牧野が承認するのじゃなくして、國務大臣として答弁するということになりますと、事は多少考慮しなくちゃなりませんから、なるべくはこの程度でとめていただきたいと思います。

○中島(繼)委員　ただいまの法務大臣

の御答弁は、私はなほはだ心外なのであります。なぜなれば国会は國權の最高機關である、しかも法務大臣はそれらの裁判所を統轄しておるところの最高責任者である。従いまして今日の委員会におきましてもし御答弁ができぬとするなれば、研究いたしましたあとで法務大臣名をもちまして、文書なり何なりによつて御回答すべきである、かように私は考えるのでありますが、御所見いかがでありますか。

○牧野國務大臣　そこなんです、大事なことは、私が裁判所を管轄している

とまことに案なんですが、裁判所は私が管轄してないのです。そうして旧法時代におきましては司法権だけは独立しておるもので、法律の解釈というのはすべて裁判所にある。そこで私が——あなたのおっしゃることは正しいが、ここで法律の解釈の最高オーソリティには、法務大臣というものはならないのです。これはどうしても裁判所なのであります。そこである程度のことろで、解決は裁判所に持っていくわけですが、但しあなたの御意見、御質疑に対する私の所見としては、もう御所見通りであります、こういうふうにお答えいたします。

○中島(總)委員 どうも法務大臣の御答弁は私不可解なのです。国会は国の唯一の立法機関である。従いましてよく研究して、文書なり何なりによつてはつきり御答弁を願うのが当然だと思ひます。けれどもこうした法律の抽象論でもって時間をとることは、委員各位にもたいへん御迷惑でありますので質問を続けなければ、もしたまたま法務大臣の言われたようなことでありますれば、法律上に対するところの解釈は国会においては全然質問ができません、こういう結果になると思ひのであります。この点法務大臣もよくお考えを願ひたいと思ひます。

さらに法務大臣にお伺ひいたしたいのは、民法第七百七条と関連いたしまして、国家賠償法であります。またただいま私が取り上げている発電所堰堤に関しては不可分の関係にある河川法であります。この二つの法は本案件に直接関係がある部分として、河川法第六條は河川管理に関する件を規定し、法第二十條は一左ノ場合ニ於テ地

方行政庁ハ許可ヲ取消シ若ハ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ条件ヲ変更シ又ハ既ニ施設シタル工作物ヲ政策若ハ除却セシメ又ハ原形ノ回復ヲ命ジ又ハ許可セラレタル事項ニ因リテ生スル危害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲナサシムルコトヲ得、こうなつております。そして次に六号をつけてまして、一は「工事施行ノ方法若ハ施行後ニ於ケル管理ノ方法公安ヲ害スルノ虞アルトキ」、二は「河川ノ状況ノ変更其ノ他許可ノ後ニ起リタル事実ニ因リ必要ヲ生スルトキ」、六は「公益ノ為ニ必要アルトキ」とかように規定されておるのであります。そこでこれと関連して国家賠償法

第一條には、「國又は公共団体の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行つて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加へたときは、國又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」かようにあるのであります。そこで、お伺ひいたしたい第一點は、国家賠償法第一條の國または公共団体の公権力の行使についてであります。が、発電所堰堤設置の許可は公権力の行使であるかどうか、第二點は國家賠償法第二條に「道路、河川その他の公の營造物の設置又は管理に瑕疵があつたため」としてありますけれども、具体的な問題といたしまして、たとえは発電所の堰堤の築造を許可し、これがため土砂の堆積を來たし、すなわち異常なる河床の上昇を來たした、しかるに護岸工事は旧河床のままであつた、もしくは部分的に補強工事を施したが、河床上昇の率だけの補強工事はできなかつた、これがために降雨の際堤防が決壊して災害を生じた、この場合

河川管理に瑕疵があるものと私は考えるのであります。が、法務大臣の御所見を伺ひたいのであります。この点非常に重大なる点でありますので、もっと具体的に申し上げます。門島ダムを建設して数年後は、すなわち昭和十九年には堰堤において土砂堆積は三十メートル、湛水区域外の川路村、龍江村地元で三メートルないし五メートル、堰堤より上流二十七キロの地点まで河床の上昇を來たしているにかかわらず、当時の護岸の状態は堰堤築造前の旧河床のままであつて、これがため川路、龍江、松尾、高木等の各村に大災害が起つた、これは当然だと思ひます。河川管理者が公権力の行使により堰堤の築造を許可したのでから、築造後これによつて起る河床の上昇に伴う防災工事は当然國家がなすべきである、しかるになしていない、すなわち河川管理者に瑕疵があつたものと私は考えるのであります。が、法務大臣の御所見いかがでございますか。

○牧野國務大臣 御質疑が二点ございします。第一の國家賠償法第一條にいますところの公権力であるかどうか。許可は公権力であると存じます。第二條の解釈に関する損害賠償の責任があるかどうか、あると思ひます。○中島(總)委員 法務大臣も非常にお忙しいところを御出席いただきまして、私のお伺ひいたす点は大体私の考へておつたような御答弁をいただいたので非常に満足であります。しかし先ほどお尋ねいたしました法七百七條の発電所堰堤が土地の工作物でありやいなやの第一点であります。が、お歸りになつてお調べの上、おわかりになります

したら文書をもつて御回答をお願いしたいと思ひます。法務大臣に対する質問はこれをもつて打ち切りまして、建設当局に対して質問を続行いたしたいと思ひます。○牧野國務大臣 ただいまの工作物であるかどうかというところは、ここではつきりお答えいたします。工作物でございします。これはちつとも疑いございせん。これで文書回答はごめんこうむります。○中島(總)委員 よくわかりました。○徳安委員長 それでは暫時休憩をいたしまして、午後一時から再開いたしまして、本日説明を受けた諸件に對して、政府當局より補足説明を聴取することにいたします。それでは一時休憩いたします。午前十一時三十二分休憩

午後一時十九分開議 ○徳安委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。午前は道路整備特別措置法案、日本道路公団法案及び東北興業株式會社法案の一部を改正する法律案に対する提案理由の説明を聴取いたしましたのであります。が、これにより以上各案につきまして逐次補足説明を聴取いたしたいと思ひます。富樫道路局長。○富樫(副)政府委員 お手元に差し上げてあります資料に日本道路公団法案要綱というのがございます。この要綱に基いて、おもな点について御説明申し上げます。

第一は目的でございます。第二に法人格でございますが、日本道路公団は日本道路公団法による特殊法人とす、一種の營造物法人と申すべきであらうと思ひますが、道路管理者の権限の一部を行いますので、広い意味で申し上げますと行政機関の一つとも言えるのであります。第三は資本金でございますが、これは二十八年度に一般会計から特定道路整備特別会計に十億入れてございします。それとほかに積立金が三千六百万円ほどございしますが、この十億は返さなくてもよろしいということでこの十億を資本金に入れます。合せて十億三千百万円、これは資産の評価のいかんで多少の変動がございしますが、それを資本金に考えております。第四は役員でございます。それから第五は職員の任命について、第六は役員及び職員の公務員たる性質、それから第七に業務の範囲をあげてあります。が、公団は、有料道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う。それから第八の道路の災害復旧工事を行う。三に有料自動車駐車場の建設及び管理を行う。この有料自動車駐車場については今具体的にきまつておりませんが、すみやかに具体的計画を立てるつもりであります。それから四号が前三号に附帯する業務を行う。それから五号に公団が国あるいは地方公共団体の委託を受けられるようにいたしておりますが、また国または地方公共団体は公団の事業の委託を受けられるようにしたいと考えてございします。国の場合につきましては建設省の設置法を改正する考へております。

第八は業務方法書、第九は事業年度、第十は予算等の認可、第十一は決算、第十二は財産諸表、それから第十三が利益及び損失の処理、第十四が借入金及び道路債券でございしますが、こ

る

それから第十五は、政府からの貸付等で、政府は、公団に対し、長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は道路債券の引受をすることができるようになつておられます。

それから第十六は債務保証でございますが、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、道路債券の元本の償還及び利息の支払について、保証契約をすることができるということにいたしております。三十一年度におきましては五十億を予定いたしております。

第十七は償還計画、第十八は補助金でございますが、政府は、予算の範囲内において公団に対し、第七第一号、これは新設改築でございます、及び第二号、これは災害復旧でございます、第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができるとするとしております。

第十九は建設大臣の公団に対する監督、第二十は大蔵大臣との協議をきめております。

第二十一は權利義務の承継でございまして、現行道路整備特別措置法第三条の規定により建設大臣が自ら行っている有料道路の整備事業及び同法第七条の規定による地方公共団体に対する資金の貸付に關し公団成立の際現に國が有する權利及び義務は、原則として公団が承継するものとするということ

第十二は特定道路整備事業特別会計法の廃止、公団ができましたので特別会計法は廃止いたしますが、しかし三十年度と三十一年度の決算に關しては従前の例によるとしております。

それから第二十三は道路整備費の財源等に関する臨時措置法の特例でござい
ます。三十一年度におきましては三十
十億を交付金として出しております
が、これは臨時措置法の特例として扱
いたいと考えております。

政府は、道路整備費の財源等に関する臨時措置法第三条第二項の規定にかかわらず、昭和三十一年度以降三年間、毎年度当該年度の揮発油税法によ

る揮発油税の収入額の予算額に相当する金額の一部を、道路整備五箇年計画に係る道路に関する工事で公団が行うものに要する経費の一部として、公団に対し補助することができるとする。公団のやる事業のうちで五カ年計画によっておるものがございますから、そういうものに対する経費の一部

として公団に対し補助するわけでござい
ます。

第二十四は非課税措置でございまし

て、登録税法、印紙税法、所得税法、法人税法及び地方税法に所要の改正を加へ、公団については、非課税とすることにいたしております。

以上が日本道路公団法案に対する要綱でございます。

次に、道路整備特別措置法案の要綱について御説明申し上げます。

第三は公団の行う有料道路の管理等でございます。公団の行う有料道路に對する管理について規定いたしてあります。公団は一級国道、二級国道、都道府県道または指定市の市道、都道府県道または指定市の市道にあっては、

る。が次の各号に規定する条件に該当する場合においては、建設大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、また改築して、料金が徴収することができるとし、公団は当該道路の工

事完了の日の翌日から料金徴収期間の満了の日まで当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする」としまして、一、当該道路の通行者また

と。二、通常他に道路の通行または利用が著しく利益を受けるものであること。三、当該道路の通行または利用が余儀なくされるものでないこと。四、公団の行方不明で、国の利害に特に関係するものではない。

にありましては、都道府県道または市道もやれるようにいたしております。この有料道路としての条件は一、二と

あげておりますが、現行の法律では三番目までであったわけであります。有料道路の新設、改築に要する費用は償還を要するものであることという条件が現行の法律には三番目に入っておりるわけでございますが、公団の費用は主として償還を要するものでありますので、この公団に対しては第三項を除いたわけ

るものについては引き続き金料がとれるということの規定いたしましたものでございします。公団は、建設大臣の許可を受けて新設し、または改築した有料道路の維持及び修繕に特に多額の費用を要し、かつ当該道路の道路管理者が当

該道路の維持及び修繕を行ふことが著しく困難または不適当であると認められるときに限り、(1)の規定にかかわらず、建設大臣の許可を受けて、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なつて、料金を徴収することができるもの

とすると規定いたしております。(3)は、公団が道路管理者の権限を代行することとができる規定であります。(4)は、公団が一級国道、二級国道をやる場合に

は当該道路の道路管理者と協議し、それから都道府県道または指定市の市道をやめる場合には当該道路の道路管理者の同意を得なければならないと規定しておるのでございます。一級国道二級国道は国の營造物でありまして、公団は建設大臣の許可を受けて有料道路を作るのでありますから、その場合には道

路管理者と協議する。一級国道、二級国道については「協議」としております。それから都道府県道または指定市の市

道は都道府県の営造物あるいは指定市の営造物でありますから、その道路管理者の同意を得なければならぬもの、といったしております。(5)は許を得てからその工事を廃止しようとする場合のことを規定いたしておりますが、建設大臣の許可を受けなければならぬもの、といったしております。

れは現在の道路法におきましても、橋梁あるいは渡船につきましては有料で作ることができることになっております。この法案におきましては、道路管理者は、道路の新設または改築に要する費用の全部または一部が償還を要す

るものであり、またその条件がさきにあるものであります。有料道路に必要な条件を満たしてある場合には、建設大臣の許可を受けて有料道路を作ることができるといふことにいたしております。第四の(2)は、廃止する場合のことをきめて

第五は料金の額の基準でございます。

が、これは大体現行の法律と変わりませんが、これは大体現行の法律と変わりません。

第六は料金徴収の対象であります。て、(1)は諸車並びに無軌条電車から徴収することができるといふことで、これは現在の法律と変りはございません。(2)はトンネル、橋並びに渡船施設、道路用エレベーター、その他政令

で定める施設については、(1)にかかわらず、当該トンネル若しくは橋または施設を利用する人からも料金を徴収す

ることができるとすると規定いたしておりまして、特に人のために施設をし、またそれを通行することによって人が利益を受ける場合につきましては人からもとり得るという規定でございします。これは、人からはとらない考えでございますが、場合によっては人からもとらなければならぬことがあ

るだろうということで規定いたしましたのでございます。

第七は料金に対する運輸大臣の意見の聴取であります。これは現行の法律においても同様であります。

第八は有料道路の工事の検査であります。これは公団あるいは都道府県もしくは指定市が有料道路を作り出した場合には建設大臣の検査を受ける、それから市町村がやった場合には都道府県の知事の検査を受けるということにいたしております。

第九は有料道路の供用の開始について規定いたしましたのであります。

第十は道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等であります。これは古用許可、監督処分についてはあらかじめ公団の意見は道路管理者が聞かなければならぬというのを規定いたしましたのであります。

第十一は道路管理者に対する処分等の請求であります。公団が必要な場合には道路管理者に必要な処分を請求することができるようにならしてあります。

第十二は公団が行う有料道路の管理に要する費用で、これは原則として公団の負担であります。

第十三は道路に関する費用についての道路法の規定の準用であります。

第十四は収入の帰属、第十五は法令違反等に関する監督、第十六は訴訟、第十七は道路法の適用等でありまして、この法律による道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理についてはこの法律に定めるものを除くほか、道路法の規定の適用があるものといたしております。道路法の規定のうち第五十条から第五十三条までを除く。これは道

路に関する費用を主として規定いたしましたのであります。

第十八は経過規定でありまして、現行の道路整備特別措置法を廃止することになりますので、公団ができますまでの間の経過規定を規定いたしましたのであります。地方公共団体の事業で公団が引き継ぐものは地方公共団体との間に合意の成立が必要であるというのを規定いたしましたのであります。

以上が道路整備特別措置法案の要綱であります。

○町田政府委員 先刻建設大臣より御説明申し上げました東北興業株式会社法の一部を改正する法律案の内容につきまして一言簡単に補足御説明申し上げます。

東北興業株式会社法はその第十二条の二におきまして「政府ハ東北興業債券ノ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証スルコトヲ得」と規定いたしてあります。しかし東北興業債券は政府の元利保証のもとに昭和十三年より昭和二十年までの間に十五回にわたって発行せられ、その元本総額は一億三千五百万円に上つておつたのであります。かかる昭和二十一年法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律が施行せられまして、その第三条におきまして「政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない」と規定せられ、東北興業株式会社法第十二条の二の規定はその効力を停止されて現在に至つておる状態でありまして、今回の改正案は、この東北興業株式会社法第十二条の二の規定を改正いたしまして、法人の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、政府が東北

興業債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができるようになるに、その保証の限度額を国会の議決を経た金額の範囲に限りしめようとするものであります。

しこうして以上の改正規定に基きまして、東北興業株式会社が昭和三十一年度において発行いたします東北興業債券につきまして、その額面九億円を限り政府がその元利の支払いにつき保証することができるようになり、昭和三十一年度一般会計予算の予算総則第二十条に所要の規定をいたして、すでに国会に提出いたしておる次第でございます。

以上でこの法律案の内容につきましての補足説明を終ります。

○徳安委員長 以上各案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○瀬戸山委員 今補足説明のありました東北興業に関する審議の都合がありますから、建設当局から次会までに東北興業の今日の業績、それと現況、そういう資料を一つ出してもらうように、委員長から要求を願いたい。

○徳安委員長 瀬戸山君の要求をお願いいたします。

○徳安委員長 それでは午前中に引き続き建設行政に関する件について質疑を行います。前田榮之助君。

○前田(榮)委員 午前中に引き続き大臣に御質問を申し上げます。

この公共事業の中で道路の問題であります。前の国会におきまして、衆議院の絶対多数の方々の同意のもとに衆議院を通過いたしました議員提出案であります縦貫自動車道路の問題で

あります。参議院の方へかつて今継続審議になっておると存じておりますが、馬場建設大臣は、この縦貫自動車道路をいかに考えておられるかということをお尋ねしたいわけでありまして、御承知の通り、自動車の発達はずばらしいものがありまして、現在の国道をもつては、これにこたえた交通網ではないと思つております。ことに日本は国鉄がやっております鉄道が狭軌でありまして、この力たるや、そり多く期待することはできない情勢であります。最近の新聞の報ずるところによりますと、国鉄の一部にも、東海道線だけは広軌を新しく併設すべきであるという意見が出たということが新聞に出ておつたのを拝見いたしました。が、このことは、かりにやるといたしましても、なかなか困難であります。また今日の自動車の時代に、そういうことよりも縦貫自動車道路によつてこの交通難を打開すべきであると思つております。交通は時間の問題が多くなり上げられる、つまり高速度をもつて処理せなければならぬことになりまして、いわゆる縦貫自動車道路、こりいうことでなければならぬ。しかしながらこの問題につきましても、前の法案を本委員会を通過させる場合にいろいろ論議があつたけれども、しかし全会一致をもつて通過いたしましたものであります。しかしながら今の法案を通過させただけではいかないのであつて、その所管大臣である馬場さんがこれにいかん熱意を持って処すかということが重大な問題になってこりうと思つてゐるのである。従つてこれに対する馬場建設大臣の御所信をお聞き申し上げたいと思つております。

○馬場國務大臣 輸送力の問題につきまして、鉄道よりは自動車と、だんだん自動車に対する期待が大きくなつて参りまして、特に近距離ばかりでなく、遠距離の輸送に対しても自動車の寄与することが非常に大きくなつて参りました。これに必要な道路を整備いたしますことは、まことに急を要する問題であると考えます。そこでさきに衆議院を通過して現在参議院に継続審議になっております法案、いわゆる縦貫道路の問題であります。これにつきましてぜひ実現をさせたい、日本の北端から南端に至るまでのいわゆる縦貫道路、これをぜひ実現をさせたい、かように考えております。

○前田(榮)委員 大へん御熱意のある御答弁を伺つて力強く感じました。三十一年度の予算の中に、あなたの熱意が調査費とか、あるいは計画費とかいふようなものの中に現れてこなければならぬと思つて、ただ熱意を示されて、これがから念仏に終ることは非常に残念なことでありまして、三十一年度の予算にはいかなる具体的な施策が織り込まれておるか。もちろんこれに今直ちに何百億円というものを計上して工事にかかるなんということは、順序がありますから期待はいたしておりませんが、少くともこの法律案が通過するとなつていかんにかかわらず、その熱意があるなら、建設省においてその準備工作として何らかの予算措置が講じられなければならぬと思つてあります。前に自動車道の計画、調査が建設省で行われたときには、いわゆる東海道線に沿つた線を主として御調査になつたのであります。ところがこの間

の法律案の各党共同一致した案そのものは、いわゆる中央線を中心とした案であつて、これは田中案というものが基礎になつておるにいたしまして、これらの人だけの調査、計画にたよるわけにはもちろんいかなないのであつて、従つてこのことは、法案が通る通らぬにかかわらず、東海道路を調査をし、続いては今衆議院を全会一致で通過したとしてこのものの調査くらいは当然のこととして進められるべきだと思ふのですが、これが予算の中にならざる措置が行われておるか、お尋ねを申し上げる次第であります。

〔委員長退席、瀬戸山委員長代理着席〕

○馬場国務大臣 全体に対して調査を進めたいのでありますが、なかなか思うにまかせませんので、予算といたしましてはわずかな額であります。調査のための費用を計上いたしております。なおこの問題は日本の道路政策の根幹をなすものであると考へまして、慎重の上にも慎重に研究する余地があると思へまして、先般来関係省と協力をしていまして、アメリカの大使館に、アメリカにおけるその道の専門家の調査団をこちらに招いて調査を依頼いたしました。かような考へをいたしまして、ただいま駐米大使を通じて先方と調査団の派遣その他について折衝をいたしております。

○前田(榮)委員 アメリカさんの力をたよられるのもいいのですが、アメリカにたよる以外に日本の自主的な立場に立つて、建設省がもっと積極的に進まなければならない問題があると思ふのであります。建設省は、これは私が断定を下すことはあるいは当を得ないか

もわかりませんが、従来東海道路に沿う線を主として調査をいたしました関係といふことが、感情といふことが、そういうしこりが残つておる傾向があるものであります。従つて中央線の縦貫自動車道が当委員会論議をされる際におきまして、その傾向が相当見えまして、一部には反対的な言辭も聞き取れるようなこともあつたのであります。すなわちかかる重大な交通網は、自動車は都市を中心しなければならぬような関係から、中央線よりも東海道路に沿つたところの静岡、浜松、名古屋等これらの市街地の周囲を通過すべきであるということから、東海道路に相当執着がある傾向があつたのであります。しかしながら当時の衆議院の非常に熱意を持つて努力をされた方々の意見は、それとは違つて、あつて、中央線を中心にして、そうしてそれに枝をすつと張つて、日本海方面、太平洋方面と南北の交通が一本で利用できる、いわゆる背骨の形の縦貫道、もちろん日本海方面にも東海道方面にも二本縦貫道路を作るといふことは、理想的な案としていろいろ意見もあつたのであります。ともかくも議員提出案として中心になつて論議をされ、希望されたものは中央線を通るところの縦貫道路であつたことは間違いないのであります。そこに建設省と非常な深刻な対立をしたと申し上げることはできませんけれども、ちよつとした対立傾向があつたのであります。

そこで馬場建設大臣にお尋ねを申し上げることは、何としても馬場建設大臣は建設省の上に立たれて、建設省の意見を中心と考えられる傾向は相当にあるんじゃないかということをお尋ねを私に危

惧するのであります。しかしながら馬場さんもやはり政党内であり、議員であり、国会の空気を十分御理解なさつた方であるから、いたずらに建設省のいわゆる官僚の方々にこびるというより、あなただけの頭に描かれておるいわゆる縦貫道路としての近代的自動車道路を作る場合において、東海道路をとることを考へておるか、あるいは中央線をとることを考へておるか、この点をこの際明確に一つ御公表をいただければ仕合せだと思ふのであります。

○馬場国務大臣 縦貫道路につきましては、いわゆる中央線を通るのか、あるいは東海道路を通るのか、これは今お話をいたしました通りに、従来ずいぶん議論のあつた問題のように承知をいたしております。私省内のそれぞれの担当者の意見も十分検討をいたしました。よく聞いてみたのであります。私の考へていたしましては、縦貫道路としては中央道をとりたい、かように考へておられます。もつとも東海道路も先般現地を私視察をしてみました。現在の東海道路、いわゆる国道第一号といふものも非常に荒れておりまして、これを改修することがまことに急務であるといふことを痛感をしていたしました。東海道路の修復、さらに進んでは東海道方面にいま一つ大きな道路を作らなければならぬといふことは考へるのであります。また、いわゆる縦貫道路の環として、中央道といふものはぜひこれを作りたい、かように考へておる次第であります。

○前田(榮)委員 大臣の縦貫自動車道路に対する御意見は私の考へておることと全く一致いたしておるので、心から敬意を払い、感謝を申し上げ、なお一そう実現方に御尽瘁賜るよう切にお願いを申し上げます。それで問題です。最後に一つお尋ねを申し上げます。特別失対事業の問題になりました。特別失対事業といふものが失業者を対象として、しかもできるだけ能率的な公共事業を行つて、しかしながら能率的な公共事業を行つても、普通公共事業とは趣きを異にして、そこには失業者の就労といふことが条件になる、こういうことではないかと思ふのであります。この点は労働省、建設省の両方とも、趣旨については理論的に問題はもちろんないと思ふ。しかしながら主として公共事業を建設行政の立場で行おうとするものとの間には、おのずから力の入れ具合が違つてくるおそれがあるものであります。それで問題は、失業者の分布状態が片寄つております。従つて公共事業を行つ場合において、公共事業を全国に公平に分布するといふことは特別失対事業だけではないから、他の公共事業とあなければいけません。ただこういう場合において、地方の公共団体、市や県は失業者を多くかかえておりながら公共事業をやるような工事、建設省の立場で考へたようないない場合もあるやうに思ふのであります。さりとて今の制度の中で、単なる失対事業だけでこれを処理することはできない場合があるのではありません。ことに地方公共団体が地方財政の非常に逼迫しておる場合において、相当高率なる補助率でやりました。現在の地方財政の立場からいいますと、失対事業といふものが、割

当ワクはもらつてもそれを完全にこなすことは困難であるという地域もできておるわけでありまして。そういう場合におけるところの建設行政として、やはり特別失対事業をやるか、あるいは公共事業をやるといたしますと、地方財政の立場から普通の失対事業とは補助率が違つたのであつて、その点ではできないという結果に終ることがあるの、この点の処置が相当重大な問題にならうと思ふのであります。この特別失対事業並びに公共事業に対して、これらの事業をやらなければならぬところに特別な補助率あるいは補助の制度をお設けになるお考えがあるかどうか、この点を一つお聞かせを願ひたいと思ふのであります。

○馬場国務大臣 特別失対につきましては、御承知のようにこれが実施に當りまして、非常な実情は苦心をいたしております。失業者のあるところに仕事がないか、仕事があるところ、失業者がなかつたり、その他いろいろな条件の都合もありまして、非常な苦勞をいたしたのであります。本年はその従来の苦い経験にかんがみまして、それらの点をよほど緩和して参つたのであります。それが、それにいたしまして、今お話のような御心配もあらうかと存じます。が、三十一年度は、公共事業並に大体いたしまして、それらの点の御心配のないようにいたして参りたいと思へております。なお詳細な点につきましては、関係局長から御説明申し上げます。

○前田(榮)委員 なおいろいろ質問がありますが、局長に質問をしてよろしい点もありますので、あとの中島君にお譲りして私は一応打ち切ります。

第一類第十二号 建設委員会議録第六号 昭和三十一年二月十四日

○瀬戸山委員長代理 中島巖君。

○中島(巖)委員 最初建設大臣と河川局長にお願いたしておきますが、私午前中、法務大臣の出席を要求いたしました、いろいろと質問をいたしたものでありますけれども、これはダム設置のための、災害に対する責任の所在がどこにあるかという法的の論議の質問をいたしたのであります。建設大臣も河川局長も、途中で参議院の關係で一時抜けられたのでありますが、後刻当委員会において、これに対する担当官庁としてのいかなる処置をとるかという質問を適當な機会にいたしたいと思ひますので、會議録を一応お調べおき願ひたいと思ひます。

そこで建設大臣にお伺ひいたしますが、現在政府は、治山治水を根幹として、農業改良事業等を兼ねた多目的ダムの建設に力を注いでおられます。私はこれこそ国土開発の最も大きな仕事として、強力にその推進を願ひたいと思ひます。この大きな国策を遂行するには幾多の困難な障害に當面するものと考えるのであります。これに関連する法規の整備こそ必要であらうと思ひるのであります。現行法規としていろいろありますが、そのうちで河川法こそ、総合開発に關する限り、憲法のごとき性格を持った、その中心をなすものと考えるのであります。大臣の御所見はいかがでありますか。

○馬場國務大臣 河川に關します問題は、現在のところ河川法を中心といたしまして、この法の精神に基いて処理をいたしておることは御承知の通りであります。

○中島(巖)委員 そこで午前中に引き続きまして、ダム災害關係のことをな

るべく建設大臣からお伺ひしたいのでありますけれども、御就任日も浅いので、河川局長にお尋ねいたしたいと思ひます。もし河川局長のおしやる答弁に建設大臣が了承できないことがあつたならば建設大臣から御注意願ひまして、そして河川局長の答弁は建設大臣の答弁と私了承するに御異議ありませんか。

○馬場國務大臣 政府委員の答弁につきましては私全責任を持ちます。

○中島(巖)委員 それで河川局長にお尋ねいたしますが、私午前中法務大臣に質問をいたした続きで、最も具体的な問題について質問をいたしたいと思ひるのであります。

河川法と國家賠償法に關連して、具體的な問題として天龍川上流地域の門島ダムの河床土砂に關する問題であります。従来の災害状況等については、先ほど法務大臣に質問の際申し上げたので、省略をいたします。この河床土砂に對して、今まで國並みに保つてきた処置に了解に苦しむ諸点があるので、この際お尋ねいたしてはつきりいたしたいと思ひるのであります。

門島ダムは昭和十二年に建設され、わずか数年にして三十一メートルの堤は九七〇まで土砂で埋まつておる。昭和二十年にも、上流地域の松尾、川路等の堤防が決壊で大災害を生じております。そこでこの天龍川の河川管理者である長野県知事物部薫郎は、昭和二十一年七月四日に、當時の門島ダムの所有者である日本発送電總裁新井章治に對して、門島ダムの河床土砂の予防対策としての嚴達命令を發しております。この命令は人力によつてはおおよそ不可能と思はれるような強力な条件を付してあります。必要な箇所のみを讀み上げてみますと、

昭和二十一年七月四日
長野県知事 物部 薫郎
日本発送電株式會社
總裁 新井章治殿
天龍川通り泰阜並に犀川通り水内堰堤上流地域の土砂沈積影響に對する件

管内天龍川筋下伊那郡川路村並龍江村地籍及び犀川筋上水内郡水内村地籍は就ち充實施設たる堰堤の影響に因り河筋の土砂沈積影響が計画當時仮定せる堆積量をも既に相当超過し延ては上流部広範の地域に亘りて極度の河床隆起を生ぜしめたる結果出水時に於ては屢々異状の高水位を誘發し且つ甚だ敷き長期湛水となる傾向ある為に異例の水害を頻發し捨て措き難い事態に立ち至りたるを以て河川治水計画確立の重要性に鑑み堰堤に因る堆積土砂の除却を計る等右河路村に對する水害予防の根本対策を樹立し之が実行方取り計はれたし。猶ほ差し懸つて左記の應急措置に付ては再び出水期を控へたる此際天々格別の工夫を集中して迅速に其の施策の実現に特段の努力を致されたし。

記
一、天龍川筋泰阜調整池内埋没土砂の措置

先づ阿知川口上流のものより処理し而して天龍峡口の疎通能力を回復することに努め同時に川路、龍江両村地先河床の埋没土砂を二米以上浚渫すること。

と、こうなつております。

この嚴達命令の中に見のがすことのできない二点の重要事項があると思ひます。

第一点は、発電施設たる堰堤の影響に因り河筋の土砂沈積影響が計画當時仮定せる堆積量を既に相当超過しとなつております。すなわち、泰阜発電所門島ダム設置を許可するについて、土砂の堆積量、換言すれば河床土砂にはなほだし誤算があつたのであります。國家賠償法第一條の公権力行使に重大なる過失があつたことを、河川管理者たる知事みづから認めてゐるのであります。

第二点は、付帯条件に「川路、龍江両村地先河床の埋没土砂を二米以上浚渫すること」となつておりますが、この条文は人力では不可能に近いものであると思ひます。なぜかと申しますと、この付近の川幅は六、七メートルもあつて、河路地籍は川に沿つて、その長さ三千メートル以上あり、あの中心地帯を天龍川の本流が流れております。かりに浚渫しても、上流より土砂は小やみなく流れ込むし、また第一に、何十万立米のこの莫大なる土砂の捨て場がないのであります。

二階まで浸水し、六日間及び、浸水家屋百二十三戸、浸水反別百二十九町六反、また堤防の決壊、道路橋梁の流失と、相當な被害なのであります。また同日、川路村より上流六キロメートルの松尾村では、数百メートルにおつた堤防が決壊して、耕地七十町歩を流失して、全く石ばかりの白河原と化したのであります。その他、喬木、座光寺、上郷、市田、豊丘村等、河床隆昇により、前記川路村、松尾村と同様に、いつ堤防が欠壊して白河原と化するような危険が起るともわからぬ儲所ばかりで、どうして護岸や堤防のかさ上げ程度では防げる限界ではないのであります。河川管理者の知事としては、堰堤の撤去命令のかわりに、人力では不可能のこの嚴達命令を出したものと私は想像するのであります。河川管理責任者として當然の措置でありまして、この嚴達命令を出すには相當苦慮したものと想像するのであります。しかるに當時の建設省の岩沢技官は、満二年後の昭和二十三年六月十五日に、県の係官、會社側、地元川路の安藤村長らを招集して、この最後通牒ともいふべき嚴達命令を取り消し、怪しげなる代案に変更したのであります。実にその後の幾多の災害や、現在並びに今後の不安というか、恐怖すべき事態の原因こそは、建設省の責任であると断ぜざるを得ないのであります。なぜこの知事の嚴達命令を変更せしめる學に出たのであるか、その間の事情をお聞かせしたいと思います。

○米田政府委員 今お話の岩沢技官の當時に、前知事が出した命令を取り消したという事情については、私存じませんので、この次にお答えいたします。

○中島(巖)委員 ところで午前中に引き続きまして、ダム災害關係のことをな

るべく建設大臣からお伺ひしたいのでありますけれども、御就任日も浅いので、河川局長にお尋ねいたしたいと思ひます。もし河川局長のおしやる答弁に建設大臣が了承できないことがあつたならば建設大臣から御注意願ひまして、そして河川局長の答弁は建設大臣の答弁と私了承するに御異議ありませんか。

○馬場國務大臣 政府委員の答弁につきましては私全責任を持ちます。

○中島(巖)委員 それで河川局長にお尋ねいたしますが、私午前中法務大臣に質問をいたした続きで、最も具体的な問題について質問をいたしたいと思ひるのであります。

河川法と國家賠償法に關連して、具體的な問題として天龍川上流地域の門島ダムの河床土砂に關する問題であります。従来の災害状況等については、先ほど法務大臣に質問の際申し上げたので、省略をいたします。この河床土砂に對して、今まで國並みに保つてきた処置に了解に苦しむ諸点があるので、この際お尋ねいたしてはつきりいたしたいと思ひるのであります。

この会議録で最も注目すべき発言が三点あります。第一は、岩沢技官が川路村は建設省が技術的に最善を考慮した計画に不足がましいことを言わないことにせよと語っております。第二点は、長野県の穂積河川課長が、建設省案の工事をしても堰堤の影響が解消するとは言えないと語っております。第三点は、日発の土木補償係長は、川路村はこの工事により、天竜川の本流を対岸竜江村に移さんとするのが念願である、また砂利採取計画によつて相当の財源を得るのが目的であると発言しています。私の不審に思ふことは、この奇怪なる土木発言に対して、建設省も県側も何の質問もしていない。当の

驚き入っているわけでありませう。この重大なる知事の厳達命令にかわるべきこの協定は、対岸の竜江を初め関係村も今もって知らないと思います。

そこで私は建設省当局にお尋ねいたします。第一点は、私の今申し上げたことに間違いがあるかどうか、間違いがあれば御指摘を願いたい。第二点は、知事の厳達命令にかわる建設省案の打ち合せに川路村長一人だけを招き、同じ条件にある対岸の竜江村は、もちろん関係村をなぜ参加をさせなかつたか、そうしてこの協定書も秘密にせず、利害関係村に発表すべきものだと思ふが、御意見いかがであるか。第三点は、根本的の解決のできると思われ

賠償の対象としては国の營造物が及ぼした影響についての賠償の規定を書いているのが国家賠償法でございます。私人の工作物、いわゆる許可工作物が損害を及ぼしたものに對する補償について、これは民法にもございますし、あるいはまた河川法によつて水利権を許可いたしますときに附けます命令書の中に損害賠償の条項をうたつてございます。従いまして私人工作物の許可のものについてはそれぞれの所定の法規がございしますので、それによつて賠償すべきだと思います。そういう規定はございますが、むしろ損害の判定と云うのが實際的には非常に問題でござい

たいと思います。第二條には「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」とあります。この門島ダムの設置の許可は公権力であります。この公権力を発動したときに、会社が堰堤の築造の規則に当るものによつて土砂の堆積などをするしたものをを出しまして、それを県が調査して、その結果を報告して建設省でもつて許可をしておるわけです。それが非常に誤算があつたといふことを河川管理者たる知事自身が知事の命令書の中ではつきり言つておる。従つて公権力

大へん質問が長くなりまして、委員各位にも午前、午後にあたつて御迷惑を潜用したのである。そしてそれのために土砂が堆積いたしました河床が上昇してこの被害が出たのである。それから、河床上昇に伴う兩岸の護岸工事等を国は当然やらなければならぬのである。しかるにこの処置を怠つておつたためにこの災害が起きたのであるから、國家賠償法第二条の河川の管理に瑕疵があつたという条項にびつたりと合ひ、私はこゝういふ見解を持つておるのでありますから、この点御研究をお願いして、いずれかの機会に御答弁をお願いしたい、かように考える次第であります。

と存じますので、私は結論を急ぐことにいたします。

門島ダムの河床上昇のための過去の災害に対しては民法第七百七条により当然賠償においては門島ダムの所有者が賠償の責任を負うべきものと思ひます。また河川管理の瑕疵と公権力の行使の過失により国家賠償法の定むるところにより国もまた責任を負うべきと信ずるのであります。

今後の問題であります。現在の河床の状態から見て、ダムの撤去よりほかに方法はなく、かりに私が当委員会とかような発言をしなくても、幸いにしてここ二、三年は豪雨はないが、もし明日にも一たび二、三百ミリの豪雨が来れば、この河床上昇地帯は目をおおるような被害の惨状が展開され、その結果は、当然ダムの撤去となると思ひるのであります。またこの発電所の所有者たる会社といたしまして、土砂の堆積でダムの効率が發揮できず、出力五万二千五百キロの発電所が現在おそらく一万五千キロくらいではないかと考えられるのであります。これを水路式に改めて効率をあげることが採算上有利ではないかと思はれるのであります。今かりにダムを撤去したといたしましても、過去二十数年にわたって堆積した土砂、すなわち河床の上昇は一朝一夕に旧河床に下るものではないと存じます。今後の災害に対して当然賠償問題が起るのですが、その責任は当然ダム所有者と国が負うべきものと思ひます。これは、先ほどからの河川局長の答弁からいたしましては御答弁が非常に困難だと思ひますので、私はあえて本日は答弁を要求いたしません。

そこでお尋ねいたしたいのは今後の対策であります。天竜川の土砂の流量は、その支流三峯川、小渋川の二河川が全量の八〇％を占めていと思はれるのであります。この二河川の源をなしてある赤石山系は、日本にある三千メートル以上の山十五座のうちの実に八座を占めて、すこぶる峻険な山脈なのであります。この二河川の砂防こそ天竜川治水の根幹をなすものと考えます。これに対してすでに三峯川は砂防堰堤工事中でありまして、まことに時宜を得た計画と思ひるのであります。この完成はいつごろになりましようか、また小渋川に対しての御構想があれば、お漏し願ひたいと思ひるのであります。

第二点にお伺ひすることは、この河床上昇地帯の護岸と堤防のかさ上げであります。中部地建赤穂出張所では関係十カ村全部にわたって計画書を提出済みと聞きますが、これこそ緊急中の緊急を要するものと思ひるのであります。御所見いかがでありますしやうか。以上二点について河川局長の御所見を伺ひたいのであります。

○米田政府委員 三峯川、小渋川等の砂防計画については、御承知の通りすでに着手をいたしまして工事進行中でございます。竣工期限については、実は三十一年度予算要求の当初においては計画を一度立てたのでございまして、けれども、最後に決定して今御審議を願ひております予算については、当初の予算とだいぶ変わっておりますので、もう一度計画を立て直す必要に迫られておるので、今こゝではつきりした完成年度を申し上げることができないのでございまして、私どもとしては極力

早期完成に計画を立て直しておるところでございます。

それから天竜川の堤防及び護岸水制等に関しましては、本年もすでに実施中でございますが、さらに三十一年度におきましてもこれを継続いたします予定で、緊急なところから実施をいたす予定で、ただいまその個所の決定を審議中でございます。

○中島(鯉)委員 三峯川の関係についてはただいま御説明を伺ったのであります。小渋川に対して河川局長としての何らかの御構想がございましたら、お伺ひをいたしたい、さように考えます。

○米田政府委員 小渋川に関しましては実は以前も調査をやっておりますが、また実施の計画にまで至っておりませんので、なるべく早く実施計画を立てたいと思ひます。

○瀬戸山委員 長代理 私からちょっと河川局長にお願いをしておきますが、先ほど中島委員からの泰草ダムに関する問題は、ほかに類似のところが相当あると思ひます。そこでよく研究をしていただいて、積極的な考え方を立てられることを希望いたしておきます。

であります。これはどうい理由によつてさうなことになるのか。それからさうな削減によりまして四十

二万戸という公約にきつてくつのはないかと私は心配しておりますけれども、いかに私は心配しておりますけれども、いかに明年度の住宅建設は四十三万二千戸ということを出しておるわけでございますが、この明年度の建設計画と本年度の四十二万二千戸の関連、つまり四十三万二千戸には本年度の四十二万二千戸の削減による繰越額が入つておるかどうか、そういうことについてお尋ねをいたします。

○馬場国務大臣 御承知の通りに昭和三十年度の住宅計画は四十二万二千戸、うち公営住宅の建設につきましては百二億円でございまして五万戸の建設を実施して参つたのであります。地方財政の赤字を補填いたしますために今回三億九千九百万円というものを削減するのやむなきに至つたのであります。これは他の一般公共事業と同様に、事業の実施の状況から見て年度内に支出を要しない、例年でありまして繰り越して事業化する分の一部を繰り越してありますが、戸数にいたしまして約二千戸分に相当したものであります。お話をうに住宅の建設は戸数も減少するのでないよう努力をいたしたいのであります。地方財政の現況から見ましてまことにやむを得ない措置であつたのであります。もちろんこの削減分につきましても、三十一年度の予算からこれを補うこととなりますので、昭和三十一年度の新規着工戸数の分は、公営住宅については四万八千戸で、昨年より二千戸減することになります。

が、公庫住宅においては七万七千戸、公団住宅が二万三千戸、合計十四万八千戸という予定でございまして、昭和三十年度の繰り越の二千戸を差し引きます。昭和三十年度は御承知の通りに公営、公庫、公団を合せまして十四万五千戸でありましたから、それから見ますとまだ千戸だけは増加する、こゝろ計算になつておるのであります。従ひまして昭和三十一年度は予定通り建設ができる、かように考えておる次第であります。昭和三十一年度につきましてもただいま申し上げました通りの次第でありますので、計画の四十二万二千戸は民間の自力による建設戸数と合せまして確保できる、かように考えて努力いたしておる次第であります。

○廣瀬委員 明年度は四十三万戸建設するということを標榜いたしておられますが、国民に公約いたしたのでござい

ますが、本年度の予算につきましてはいろいろ大臣から御説明がございましたけれども、私はこれは公約を誠実に実行したものだと思ひております。信頼を裏切つたというように私は考えております。ところが馬場建設大臣はまことに誠実な方と私は考えておるのでございまして、明年度のこの四十三万戸の住宅建設こそきつ一つつけなくて、文字通りこれを完成するといふような御決意があられるかどうか、私は建設大臣は特に誠実な方と存じますので、さういふ御決意のほどを承わつておきたいと思ひるのであります。

それから年度の途中で政府の財政政策が多少変更いたしましたして、建設公債でも発行するといふようなことになり

ました場合には、四十三万戸の住宅建設の内容あるいは戸数等につきましても再検討される御用意があるかどうか、内容につきましては公営住宅の増加でありますとか、あるいは公庫、公団の資金構成の改善でありますとか、各種の住宅の融資率の向上でありますとか、さような方面につきましても、建設公債を利用してこの住宅政策を再検討し拡充するという御意思があるかどうか、さような準備を持っていらつしやるかどうかというところをお尋ねいたします。

○馬場國務大臣 三十一年度につきましては、予定の計画通りぜひともこれが建設を期したい、かように考えております。現在提出をいたしております予算でも、なおかつ私どもの考えておりますところから見ますれば遺憾な点が多いのであります。何としても公営住宅をできるだけふやしたい、そして低額所得者で住宅にお困りの諸君に住宅を提供したい、すみやかに住宅難というような声のないようにいたしたいというのが心からの願ひなのであります。今お話のありました、年度内にもし政府の方針が補正予算その他を出すということになったならば、こういう仮定をおいての御議論でありました。が、さような場合がもしあるといたしますならば、現在の計画をさらに拡充いたしまして、できるだけ国民の期待に沿いたい、かように考えておる次第であります。実は先般から住宅問題につきましても、直接接都民の諸君の意見も聞きますし、その要望の強いこともしみじみ感じられますので、何とかいたしまして住宅問題の解決をはかりたい。現在御承知のように二百七

十二万戸ばかりの住宅の不足がありまして、そのために十年かからなければ現在の計画をもつていたしましてはこれが解決ができないという状況でありまして、まことに遺憾しくござります。さような機会がありましたならば、もつと短期間にこれが解決のできるように極力努力をいたしたいと考えておる次第であります。

○廣瀬委員 日本の住宅政策は、昭和三十一年度から初めて国家的に大きな問題になったというように私は考えて、かような意味におきましては喜んでおるわけでございすけれども、日本の住宅政策は大蔵省のなにおいが非常に強いということをおもひは遺憾千万に思つておるのでございす。たとえば本年度の四十二万戸建設という問題にいたしましても、数だけそろえればよろしいというような考え方は全く大蔵省のしるうの考えでありまして、おそろく建設省の役人の方々は、さような数字だけそろえるということについては乗り気ではなかつたと思つておるのであります。また明年度の予算にいたしましても、大蔵省は公営、公庫、公団いずれにも非常にこまやかにタッチいたしておるのであります。非常に予算で、細目におきまして縛つてしまつておるのであります。住宅というものは、御承知のように国民の要望する住居を建ててやるのが目標でなければならぬのであります。つまり国民がどんな種類の住宅を希望するか、しかもその希望する住宅を最も家賃を安く提供する、この二点なんでありす。かような住宅政策の目標を全く顧慮しない大蔵省的な住宅政策が、私は日本の現在の住宅政策であるということを考えま

て、まことに遺憾千万に思つておるのであります。たとえば家賃の点にいたしましても坪数の点にいたしましても、賃貸と分譲との比例にいたしましても、融資率の点にいたしましても全くさうでありまして、私は建設省に堂々たる住宅局があるのでありますから、住宅政策は建設省で完全に掌握いたしまして、建設省的な住宅政策を打ち出してもらいたいというところを強く考えておるわけでありす。また翻つて考えますと、本年度の予算の削減につきましても、住宅の予算は公共事業費の削減に大きな関連を持っておつたわけでございます。ところが住宅というものは御承知のように予算面では明らかに公共事業ではないのであります。非常に社会政策的な社会保障的な要素を持ったところの事業なのであります。従つてただいま国家の大きな問題となり、与野党の攻防戦の課題になつてい

る、私はかように考えるのであります。先般私はソ連、中共、ヨーロッパを回つて参りましたが、諸外国におきましては住宅政策を非常に大きく取り上げまして、住宅省のない国はほとんどないのであります。かように考えまして、現在の住宅政策が非常に大蔵省的であつて、大蔵省が強い主導権を持つておるということ、それからまた国土省的な公共事業と一律には考えられない性格を持つておるというようない観点から考えまして、今度の行政改革に当りましては住宅省というものを提唱する、あるいは少くとも住宅庁というものを作ること強く主張するといふようなお考えが大臣にあられるかどうか、私はその点に非常に必要だと思つておりますが、さような御見解を持

ていらつしやるかどうか、そのことをお尋ねしたいと思つております。

○馬場國務大臣 住宅政策の重大性につきましても廣瀬さんのお話の通りであると思ひます。ただいゆる行政改革に關しましては住宅省を独立して設置するかどうかというお尋ねにつきましても、なお検討の余地が十分にあると思ひますので、ただいまここで即答をいたしかねる次第であります。

○馬場國務大臣 住宅政策の重要性につきましても、廣瀬さんと全く同じ考えを持つておるつもりであります。

○廣瀬委員 大臣は「建設月報」に諸施策を經濟六カ年計画に対応させるというところを書いていらつしやるのでございすが、この經濟六カ年計画というものは、わが党でただいまやつております經濟自立五カ年計画の意味であるかと存じます。住宅建設の事業を計画的に遂行していかなくてはならないということは、午前中前田委員から御意見の御開陳がありまして、大臣の御答弁があつたわけでございますが、私も全く同じ考えを持つておるのでございす。大臣が經濟自立五カ年計画で住宅政策を推進していきたいというお考えのようでございすが、住宅建設ににつきましては、三十一年度から三十五年度までの計画をいたしまして、經濟自立五カ年計画では公營二十七万八千戸、公庫四十一万戸、公団十一万五千戸ということになつておるのでございす。これを五カ年の年次計画といたしましてどのように建設していくかというところにつきましては、すでに大臣が計画的にやるといふことを「建設月報」で述べられておられますので、御計画があつるかと思ひます。一つ御発表願ひたいと存じます。

○廣瀬委員 私は具体的に申し上げますと、本年度の予算の削減につきましても、公共事業と同じ範疇で考えられたといふことを非常に遺憾に思つておるわけでありす。従つて住宅政策につきましてもただいま申しましたような見

解を持つておることを申し上げたのでございす。住宅政策につきましても私の考えと大臣の考えは同じでございすか、その辺を一応伺つておきたいと思ひます。

○馬場國務大臣 住宅政策の重要性につきましても、廣瀬さんと全く同じ考えを持つておるつもりであります。

○廣瀬委員 大臣は「建設月報」に諸施策を經濟六カ年計画に対応させるというところを書いていらつしやるのでございすが、この經濟六カ年計画というものは、わが党でただいまやつております經濟自立五カ年計画の意味であるかと存じます。住宅建設の事業を計画的に遂行していかなくてはならないということは、午前中前田委員から御意見の御開陳がありまして、大臣の御答弁があつたわけでございますが、私も全く同じ考えを持つておるのでございす。大臣が經濟自立五カ年計画で住宅政策を推進していきたいというお考えのようでございすが、住宅建設ににつきましては、三十一年度から三十五年度までの計画をいたしまして、經濟自立五カ年計画では公營二十七万八千戸、公庫四十一万戸、公団十一万五千戸ということになつておるのでございす。これを五カ年の年次計画といたしましてどのように建設していくかというところにつきましては、すでに大臣が計画的にやるといふことを「建設月報」で述べられておられますので、御計画があつるかと思ひます。一つ御発表願ひたいと存じます。

建設省の大体の考え方と同じような考
え方で進んでおります。

○廣瀬委員 同じ考えで進んでいるこ
とは、わかっておりますけれども、五
カ年計画だけは数字で出ておりますけ
れども、五カ年の年次の計画を建設
省としてはさだめし持っていられしや
るだろうと思つてお尋ねしたわけであ
ります。

○鎌田政府委員 公営住宅の建設計画
につきましましては、御承知のように公営
住宅法によりまして三カ年計画が決定
しております。この三カ年計画と後期
の三カ年計画と関連する五カ年計画で
ございますが、ただいまのところ公式
に決定をいたしておりますのは、第二
期の三カ年計画、つまり昭和三十年か
ら三十二年に至る三カ年計画ができて
おります。これによりますと、十五
万五千戸、年間平均大体五万戸ないし
五万二、三千戸、こういう計画で進む
わけでございます。これに関連を持つ
ておりますが、その次の三カ年計画に
つきましては、また国会の御審議を煩
わさなければならぬ、かように思つて
おります。

○廣瀬委員 ただいま御答弁がありま
したけれども、私ははっきり申しまし
て御計画はまだないと思うのでありま
す。経済自立五カ年計画とマッチさせ
まして、もう少しはっきりした計画を
立てていただきたいと思ひます。

大臣にまだ三、四点お尋ねがあつた
のでありますけれども、私の大臣に対
する質問は保留しまして、きょうは一
応これで打ち切ります。

○瀬戸山委員長代理 それでは次会は
公報をもつてお知らせすることといた

しまして、本日はこれで散会いたしま
す。

午後三時二分散会